

百十
にこそ清麻波理は潔齋することにて考に大和の都にて之泊瀬に初
めの齋宮はありき山城の都となりては野の宮なりといはれたるが
如く潔齋する場所は今の京となりては野の宮なり御杖代之考に垂
仁天皇紀書小に以倭姫命爲御杖代天照大神新撰姓氏錄に山猪子連
等仕奉_上宮皇太子御杖代などありと見ゆ講義に御杖代之御杖實な
りさて御杖とは皇大神宮の御杖代と申すことにて天皇の御杖の意
にわらず此は其御手に附て傳き奉る事を云なり儀式帳大物忌職掌
の條に此皇大神乎項奉齋内親王朝廷還參上時爾云云以川姫命大神爾
令傳奉_上從其時始氏大神專手附奉氏令傳奉とあるをもて其御杖代
の意を思ふべし然れば代は物實禮代などの如く其下に添云にて御
杖は皇大神に係り代之齋王に係りたること明けしとありこれによ
りて考ふるときは皇神の御杖となる齋内親王の義にて尊神を御世
話中し事を取扱ふ人と見ゆるなり○皇御孫之尊乎天地日月止共爾

常磐堅磐爾平氣久安久御座志米武止 皇孫の尊を天地日月と共に常磐の
如く堅磐の如く變りなく平けく安けくかましまさしめむといふ意
尊の字につきては考に祝詞には古のまゝに命の字を書しをこゝに
のみ尊の字を書しはいかに日本紀に尊の字を分て用ゐしと漢文を
うつして字を目じるしとせしなり今は皇朝の文なれば古事記にな
らひて命とこそ書べかりけれとあるはよくいはれたりこれ改めま
すし後釋にみことに尊字を書ことは古はなかりしことなれども書
紀に書き始められてより後はこれをかくも常の事にてそれもわか
くるしからん然るを考に此字あるたびごとにとがめらるゝとあぢ
きなき論也といえられたれども御國の事を思ふあまりにいはれたる
にてまたとがめずともよからんかし堅磐爾の三字のみ考の本文に
記されたり而してかきとにどのみいふ言はなく此上に常磐爾の三
字を脱せしものならむとさはあれども平田本に之此三字をのせら

れつれば此處に加ふるぞよろしかるべき御座考の本文に御座坐とありその注におはしましと御坐の二字にて足れば他皆しかりこゝに之座の字あまれりまた頭書にこのおましと御席なりますは申を畧る言にて申と崇めたる言也それを古へより畧てましのみにへるに御座とも書を見ておはしますと書時はとて御座坐と書しものなり後釋にもまた御座坐とかけりこはおはましまさしめむとと訓べし大坐坐といふ言古書に多く例あることなるを考に座字あまれりといこれたるはいかにぞや頭書の説もいたくたがへり中昔よりの言におこしますといふも大坐坐のづゝまりたるなり保麻は波どつゝまるなり古今集のはしの詞にはおましましともあるそれもおほしましましとあれども常におましましとよむを以てこゝもかくよむべし平田本に御座とあれば文字はこれに従ひて書せり○御杖代止進給布御命乎 御杖代と進まり給ふ御命といふ意講義に

上に御杖代止定云云の結び也御命は群行の時天皇の中臣を喚て仰玉へる御命にて江次第に又勅令奉進齋内親王者此依恒例氏三箇年間波齋清氏天照大神の御杖代仁定奉進内親王曾中臣宜久吉入申且奉禮止宜とあるそを受賜えりて中臣の此詞を以て皇大神の大前に申すことあるにて詳に知られたり考にいはれたる説あれどもいかゝあらん○大中臣茂梓中取持氏恐美恐美毛申給久止申 使の大中臣の厳し梓の中を取り持立てかしくみかしくみも申し給ふと申すといふ意茂梓云云は考に嚴矛也さて矛は柄の中らを握持あるをもて神と君との御中を事宜く執なし申にたとへたる言也既にもいへる如く舒明天皇紀に大臣所遣群卿者大臣は蘇我蝦夷群卿は阿陪從來如嚴矛此云伊箇保虛取中事而奏請人等也故能宜白叔父云云かくて中臣の神に仕るも神と君の中取よしにて中つ臣といふ名はあり都於の約登なれば是をなかとみといふ也と見えたり講義に今いふ杖の如

き棒にて其製は榎木を以爲るなり此を思ふに伊箇之の伊は發語にて榎棒なりとある説はいかがあらん伊箇之は殿にて美稱なり棒は兵器なり故に考の説に従ふを是とすまたはこといふものにつきて之既に古語拾遺古事記講義にのべたり見合すべし中取持之考の説の如し恐美之形容詞(形状言)の第一類に働く言にてかしこし、かしこき、かしこけれ、かしこく、かしこくと變化する之其語根に下接辞のみの添はり一の熟語となりて形容を顯す之又自動詞に動きて規則第一類(正格麻行四段)に變化してかしこむ、かしこむ、かしこめ、かしこま、ん、かしこみ、かしこめとなるなり此處は動詞の詞と見るべし而して恐れ多しとの義にとるべしまたいふ下の恐美毛といふ語を考本には恐美とありて毛の文字なし平田本には毛の文字ありいづれとも定め難ければいまま平田本によりて書きしなり

遷奉大神宮祝詞

豊受宮 准此

遷奉大神宮祝詞 此詞は大神宮を二十一年目毎に御造營あり舊殿より新殿にわたましのあるときの詞なり考に凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及外幣殿度會宮及別宮諸社皆採新材構造自外諸院新舊通用宮地定置二處至限更遷其舊宮神寶遷収新殿云云凡大神宮年限滿應修造者遣使使判宮主典各一人但使判宮任中臣忌部兩氏孟冬始造之神宮七院社十二處朝熊社等十二社也さて此度山口神祭採正殿心柱祭攝社地鎮祭造船代祭營造神寶并裝束使など種々の事は式にくとしと見えたりその式といふは大神宮式を申す事にて初めの大宮とは大神宮とかんこの神の脱せるなり故に加へて心得べし後釋にこれにのみこゝに祝詞とあるは他の例にたがへりといはれたるが如く他は祭とのみあるは多く祝詞とあるは此が一つなりこれかきあやまれるにや

皇御孫命能御命手以氏皇大神能大前爾申給

久常乃例爾依氏。廿年爾一遍比大宮新仕奉氏。雜
 御裝束物五十四種。神寶廿一種。手儲備天。祓清賣
 持忌波理氏。預仕奉。辨官某位某姓名。手差使氏。進
 給狀乎。申給久止申。

皇御孫命乃御命乎以氏皇太御神能大前爾申給久 皇御孫命の天命
 を以て皇大御神の大前に申し給ふといふ意皇御孫命云云と平田本
 にありざるを後釋に孫の下に命字あるべきを落たるか考本もまた
 命の文字なしこれ例によりて加ふるを可とす○常乃例爾依氏廿年
 爾一遍比大宮新仕奉氏 常の例によりて廿一年に一度大神宮を新
 に造り奉りてといふ意廿年一遍比云云は講義に凡大神宮二十年造
 替正殿寶殿及外幣殿云云とある是にてそは既に引る如く雜事記に
 天武天皇朱雀二年乙酉九月廿日依左大臣宣奉勅伊勢二所大神宮御
 神寶物等差勅使被奉送畢宣旨狀爾二所大神宮御遷宮事廿年一度應

奉令遷御立爲例也と見えたる此御例を天地と共に彌遠長に傳へさ
 せ給ふが故に常例爾依氏とは申すなり朱雀三年以往之例二所大神
 宮殿舍御門御垣等官司相待破損之時奉修理之例也而依件宣旨定遷
 宮之年限又外院殿舍御倉四面重々御垣等所被造加也とありて夫れ
 より以來東西に定て更々其地に大宮柱太敷立高天原に千木高知て
 稱辞定めたてまつること書典に記すまでもあらず見たり聞たり人
 のよく知れるが如しとあるを以ても御遷宮のことはつまびらかに
 知らるゝなり○雜御裝束物五十四種神寶廿一種乎儲備天 色々の
 御裝束の物五十四いろ神寶廿一種を儲け備へてといふ意裝束の五十
 四種とは紫衣笠組總緋綱紫刺羽菅刺羽菅御笠絹垣帳敷御道布壁代
 生繩御帳天井生繩御帳内敷屋生繩御帳御幌帳御床土代敷細布御帳
 生繩帳生溢繩御被小窠錦御被小文紫御被小文緋御被小文緋綾表覆
 帛被五窠錦御被御床敷細布帳生繩御帳生溢繩御被帛御被屋形錦御
 被小文紫御衣小文紺御衣帛御衣帛單御裳紫羅御裳紫御裳帶生絹御

比禮、帛御意須比、細布御巾、帛御巾、御帶、錦御沓、錦御襪、帛御篋、御櫛篋、御加美阿豆、練絹、白玉囊、錦御枕、盛柳篋、盛柳篋、盛柳篋、納柳篋、盛白篋、盛柳篋、納裝束、韓櫃、帛被、小文緋絹、神寶の廿一種とは金銅多利、金銅麻笥、金銅賀世比、金銅鑄、梓弓、征箭、又箭、玉纏、横刀、須我流、横刀、須我流、横刀、新作、横刀、姬朝、箭、蒲鞞、箭、鞞、楯、梓、鴉尾、琴等、大神宮式に見えたり。○祓清費、持忌、波理氏、預供奉、はらひきよめ、持ち齋みてそのことに預り仕へたてまつるといふ意なり。考に宮材をとる山口祭の時よりはじめ始て度々の祓有り、殊に御装束を奉る前に大裏を初めて、京城近江伊勢また大神宮にても御使立てはらへの事あり。これにて祓清むることの状を知るに足れり。○辨官某位某姓名乎、差使氏進給状乎、申給久止申、辨官の某位某をさし遣はして進り給ふ状を申し給ふと申すといふ意、辨官云云考に是は造宮使の外に右の御装束雜物を送り奉る御使に辨大夫一人、史一人、史生一人、官掌一人、使部二人、大政官より出立なり。神祇官よりも史、史生、神部、卜部等をして部領し送り奉るなり。又九月十四日に糺飾度會宮十五日奉徒御像御船代同日糺飾大神

宮十六日奉徒御像とあるを見れば大政官より辨の主任の使となりて差使さるゝものと見ゆ。また飾物わたましの式につきては儀式帳に見合すべし。○さて此祝詞の一段につきては後釋には此祝詞の文之たゞ御装束神寶を進り給ふ時の祝詞にして遷宮の文にあらずいかに題を書誤れるなるべしとある如く遷宮の文にてはことゆかぬげに思はるゝなり。また文章の語句につきては考に右の伊勢の條によく調たる詞はきこえず。是こそはいにしへよりも有ぬべきに後世今の京このかたの文のみあるはいぶかしき事なり。恐らくは古への文失せて後に俄に作られしにやといはれたるは或は然らむされども強にどがむべきことならねばしひざるがよかるべし。

遷却崇神祭女房ルカミナウツシヤラヘルマツリ

遷却崇神祭 此祭は疫癘び霹靂を遷し却く爲の祭り也。爰に崇神を遷し却く祭とはいふなり。考に今本に祭詞の字なし。理

によりて補へりどあるを後釋に考に祭詞二字を補はれたる祭の字は然るべし詞字は例にたがへりさて是は上にもいへる如く道饗祭の祝詞なるをまぎれて此題はある之臨時祭式にも他の書共にも遷却崇神祭といふことはあることなしとあればこれ全く題號の名附けそんじなるべしまた祭詞の祭は前例により置くも詞の文字は無きに從ふべしさて題号の事、部類文章の出典等につきては下の講義に解かれたるを以てさとするべし

講義に上件祈年祭より以下還奉大神宮祝詞までは凡て四時祭の統屬なるを此より以下出雲國造神壽詞に至るまで三段は共に臨時祭の部類にて其事其時を得て被行るゝ神事なり但右の四時祭といふ中にも大神宮の詞ともの中に齋内親王奉入時及還奉大神宮祝詞の二段ハ毎年の事に非れども此二つ共に九月神嘗祭の度に在が放に今も四時祭詞の統屬に注せられたれども其實は是も臨時に在る事なる由其詞の下に注せ

如しがさて臨時祭式をもて推すに遷却崇神祭といふ條あること無しと雖此詞の題號とは其祭號の異にして載らせたるべくかばえたれば此詞文とその臨時諸祭の幣物とを合せて曉り得べき凡ての例に倣ひて今此を校合せ見るに似着しき物種々あり其一は霹靂神祭の幣物此詞に載る所と大に同じきが其終に右荒魂和魂各中分並羹粥而祭若新有霹靂神者依件鎮祭移棄山野とあるは詞に皇御孫尊乃天舍之内爾坐皇神等波云云自此波四方乎見齋山川能清地爾遷出坐氏宇須波伎坐世止云云とあるに叶へれば此其遷却崇神祭の一なりとは知られたり二に之同式に羅城御贖といふ一條あり云云その羅城御贖に次ては八衢祭云云と見えたる幣物の員數の大凡此詞に載る所と同じきと彼四時祭式に六月晦日大祓ありて已然の罪穢を清め道饗祭を行はれて未然に禍災を避くどその旨

全く一なるは大に所由ある事也云云臨時祭式に付て事状を考るに或は霹靂の度に當りては其怒氣を山野に移し或は八衢祭を行はれて京城内の妖氣を攘ひ或は疫病の時などはその疫神を祭りて不正の氣を逐ふなどそれれも祟神乃心なるが故にそを祭り和め遠く遷し却ふにつきては何れにも此詞を用ゐらるゝものと見ゆれば臨時祭式に別に遷却祟神祭といふ條は立らるまじきことなり云云三には臨時祭式に宮城四隅疫神祭云云畿内十處堺疫神祭云云とあるは上なる道饗祭の條に注る如くその疫神と云は疫を防ぐ神にて所謂障神祭なるが古く有來し事なるを如此其處を定められたるに續紀寶龜元年六月壬辰朔甲寅祭疫祭於京師四隅畿内十處とある其時よりの事あるが云云右の如く遷却祟神祭といふ物の大体三條なるがそれに付て猶つらく思ふに此詞は

彼道饗祭を本に取りて作るも著く彼詞に高天原爾事始且皇御孫命止稱辭竟奉とあるを此詞に高天原爾神留坐且事始終給比志云云とありてその言の狀の同じく出たるは其を本に取て物せるが故なりさて道饗祭は障神を齋ひて鬼魅の外より來るを路上に饗し過めて其内をして安からしむるの祭なるを此祭は或は霹靂或は疫癘等の時に當りてその荒び健ぶる神靈を外に遷し出しめてその内にある所の妖氣を攘ひ逐ふことなり此即ち四時祭と臨時祭とに相分るゝ所以なるものなりと見ゆれば此祭の源は道饗祭にしてその祟る神のみ祭るが此祝詞なり

高天^{タカ}之^ノ原^ノ爾^ニ神^{カミ}留^{ツリ}坐^{マシ}且^ツ事^{コト}始^{ハジメ}給^{タマヒ}志^シ神^{カミ}漏^ロ伎^ギ神^{カミ}漏^ロ美^ミ能^ノ
命^{ミコト}以^ヒ氏^ノ天^ノ之^ノ高^{タカ}市^チ爾^ニ八^ヤ百^ホ万^{マン}神^{カミ}等^{ナリ}乎^ヤ神^{カミ}集^ツ集^ツ給^{タマヒ}比^ヒ神^{カミ}

議給氏我皇御孫之尊波豐葦原能水穗之國乎
安國止平氣入所知食止天之磐座放氏天之八重雲
乎伊頭之千別支爾千別氏天降所寄奉志時爾誰神
乎先遣波志水穗國能荒振神等乎神攘攘平氣武止神
議議給時爾諸神等皆量申久天穗日之命乎遣而
平氣武止申支是以天降遣時爾此神波返言不申氏
次遣志健三熊之命毛隨父事氏返言不申又遣志
天若彦毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏立處爾身
亡支是以天津神能御言以氏更量給氏經津主命
健雷命二柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘攘
給比神和和給氏語問志磐根樹立草之片葉毛語

止氏皇御孫之尊乎天降所寄奉支如此久天降所
寄奉志四方之國中倭日高見之國乎安國止
定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木
高知氏天之御蔭日之御蔭止仕奉氏安國止平氣久
所知食武皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神
等波荒備給比健備給比崇給事無志氏高天之原爾
始志事乎神奈我良毛所知食氏神直日大直日爾
直志給比氏自此地波四方乎見雲山川能清地爾遷
出坐氏吾地止宇須波伎坐世止進幣帛者明妙照妙
和妙荒妙爾備奉氏見明物止鏡翫物止玉射放物
止弓矢打斷物止太刀馳出物止御馬御酒者甄戸

高知既腹滿雙氏。米爾毛。顯爾毛。山爾住物者。毛乃和物。
 毛能荒物。大野原爾生物者。甘菜。辛菜。青海原爾住。
 物者。鱈廣物。鱈狹物。奧津海菜邊津海菜爾。至萬氏爾。
 橫山之如久。凡物爾置所足氏。奉留宇豆乃幣帛乎。
 皇神等乃御心毛。明爾。安幣帛乃足幣帛止。平久聞。
 食氏。崇給比健備給事無之氏。山川之廣久。清地爾遷。
 出坐氏。神奈我良鎮坐世止。稱辭竟奉止申。

此段の語の大略は上に既に述べたれバ再び解を下さずされども先
 輩の論難せられたるをのみとりて掲ぐる事とす○神留坐氏 考に
 事始給ふ時は神留をかひとまり云云と訓ては聞えず然は讀日本紀
 に神積坐ちふ積は借字にてあつまりを略き轉せし言也けり其時は
 高御産巢毗神産巢毘より天照大神までの皇祖神たちの集ひ給ふち

ふ意なりとあるを後釋に考の說一わたりといはれたるが如くされ
 どもこは御孫命を天降し奉り給ふ事につきて云出る語なれば神留
 坐氏と姑く語を絶て下文の天降所寄奉志時爾と云へ係て見れば留
 り給ふ意として何の妨かあらむ又事始終といふも御孫命を天降し
 奉給ふ事をさしていふなれば直につけても留意にてきこゆるこ
 となりといへりかくの如くあるを以て神といまると見てもよかる
 べし○神漏岐云云 講義に常には皇親とか親とかの詞を上におく
 べきを然らざるは事始給ひしより直に續くが故なりといはれたる
 がごとく他の祝詞を見るに概して高天原爾神留坐須皇親神漏岐神
 漏美命以氏とあれば此處にもあるべき筈なるに無きは事始給志と
 いふ言のあるなればなるべし○天之高市爾 高市考に古へは大宮
 所を高市といへり高ははめ云言市は天の下をつとへらるゝよしな
 り古事記に泊瀬朝倉宮の皇后の御歌に夜麻登能許能多氣知爾古

陀加流伊知能都加佐爾比那閉夜爾於斐陀氏流波毗呂由都麻婆岐ち
 ふは高市のつかさどかさねの給へるにて即宮所の事なり宮所と市
 とを分ていへるもはやき世よりの事ながらこゝによみ給へるはい
 まだ分ちいはぬ上つ代なり又泊瀬は城上郡なれば高市郡の事には
 あらざるなりとあり記傳に市とは四方より人の集る所を云なれば
 京をもほめて高市と云べきなるに神代に高天原にても會八十万神
 於天高市と有て人の集る處をいふ名なり大和國の高市郡と神武天
 皇乃畝火宮の地に就ての名なるべしとあり講義に天國の中にて諸
 神等の集會たまふ處を云る神名秘書に天之高市天宮是也とあるが
 如し神代紀一書に故會八十萬神於天高市而問之とあるに正書に八
 十萬神會天安川邊とあれば天安川の邊なる平地の最高き處をいふ
 市とは神等を集る料に設たる所なるを以いふ後に交易人の集ふ所
 を市と云も是より出でたるなりとさて按ずるに高市の訓はタカイ

千なるべきも常にタケチといふめればまたかく訓みても差支なか
 るまじこの名義はたかきいちにてたかきは美稱ちはいちのいを省
 きたるものなりそのいちといふは廣き所をいふにていは五十にて
 大とも意をなせりいち地にてこのいちといへば大なる所といふ
 て可ならんされば人のあつまるにひろきよきところなればいふ必
 ず高き處をいふにあらずまたあつまる處をどこでもいふにあらず
 あつまるにひろきよきところを市とはいふなりけり故に天の高市
 爾とは天の神のあつまるにひろきよきところをいひたるなりされ
 ばこそ八百萬神等を神集へ集へ給ふといふ言のあるなれ○我皇御
 孫之尊波云云 講義に此段すべて大祓詞に同じ但彼詞に之荒ぶる
 神を神問ん神攘ひの事を文の中間にて云るを此は末に廻して其事
 を委曲に云む爲に此には省けるなり云云彼詞之此國を安國と平く
 知食す御事を專と立て此詞は今も荒ぶ健ぶる神のあるに當りては

遷却ふ事なる故に荒ぶる神の言向の事を云ひ列ねて即此詞の首尾を全くする故にその差異格別なりまた天降りつき給へる大綱を先づ此にかく云おきて次に荒ぶる神云云の事を演て小目とせるなりとあるは此詞と道饗祭の詞と差を論じ并に文章の段落をいはれつるものなればかくの如く意を注ぎ見るべし○誰神乎先遣波志 考にはタレノカミチマツツカハシと訓れたるを後釋に一本又は元元集に引れたるにも共に志字は無しつかはさばと訓べきなり志字は後人のさかしらに加へたるなるべしもしツカハシならむ氏といはでは言浮きたりといはれけりこは後釋によるべきかさはあれども平田本には遣波志とあればよりどころのありて改めざるにもやあらんいま暫く本のまゝになす○皆量申久 考に上の議はから國ぶりに書下の量は皇朝の言を専らとしてかきつ同書頭書に皇朝にはかるといふ事は手を以て物を量るがもとなりそれを轉じて目をもては

かり言をもてはかるをいへりそは上下の言にて明らかに分るゆりから國にてはそれをことくくに字を造りて目じるしとせり故に皇朝の書に之惣てそのもとに當る字を何處にても用ゐるぞよき云云とある如く議と量とは文字こそ異なれ意訓は同じき也○天穗日命 天照大神と須佐之男命と誓ひ給ひて黑白の心を見給ふときになり出でましたる命なり名義は古事記講義を見るべし○健三熊之命 久保茲季氏の按に日本紀に大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人とありこは古事記なる建比良鳥命と同神なること古史傳祝詞講義等に委しといはれたれどもいかならん○天若彦 名義は古事記講義を見るべし○高鳥殃 この鳥のことにつきては詳に大祓詞の條に註せり考に此は名無雉を云りといはれたるはいかならん講義にこは天神の御罰なれば此を殃といふべきならねども國つ神のさる所由は知らざる間の諺を以て傳へたるなり大祓詞なる高津鳥

災もそれに罹れる人の方よりこそ災とも云べき状なりけれどあ
 る如く殃は災害にあらざるなりといふに過ぎずこは一考なるをも
 ておぼろかしおかん○立處爾 考に立處氏とありてタチドコロニ
 シテと訓せたり後釋に氏字は爾を誤れるなりとあれば爾に改むる
 方おだやかなり平田本には既に爾とかけり而してタチドコロニと
 訓べし○神攘攘給比神和和給氏 この語釋は既にのべたり平田本
 にはかくあるめるを考本に神和和給氏の五字の見えざるは恐くば
 脱したるならん○天降所寄奉支 考に神代の傳言をいとおぼさ
 ひしかどほよく略さしかば理り聞ゆといえられたる如く皇御孫之
 尊の天降ましましつることまでこと短にいはれたるなればかくほ
 めいえられたるなるべし○如此久天降云云 此處は大祓詞の中にあ
 ると全く同じ語なりと考講義二書にいえられたり實にさやうにみら
 るゝ之○日之御蔭止仕奉氏 仕奉の上に美頭乃御在所ちふ言有べ

きをこゝに之略きて次下にいふも文なりと考に見ゆ講義の上に天
 之御舎の事あるべきをそは下へ廻して其用ある所に置て受はかく
 云て其天之御舎を造仕奉ることを申せるなりとあるを以て按ずる
 に御舎のことあるべきを畧きて含ましめしなり○天御舎之内爾坐
 後釋にこは坐の上に入來二字ありて入來坐など有けんが其字の
 脱たるなるべし其故之御殿の内にもとより惡神の坐べきにあらず
 もし又惡神に之あらざれども時として祟り給ふならばたとひ祟り
 給ふ事ありてももとより坐神ならば和め奉るのみにこそ有べけれ
 他所に遷却することはあるべくもあらずさることほもろくの書に
 見えたることなり御世くにかつて聞ぬことなりなほ又此祝詞
 は道饗祭のと見えたるにこゝの文のみ其祭にかなはずかれこれを
 合せて思ふにこゝはかならず天御舎之内仁入來坐皇神とありて道
 饗祭祝詞なることいよゝあきらけしさて道饗祭は京城四隅道の上に

して行ふよしなれば都之内爾などいふべきを御舎之内爾といへる
 といさゝかたがへるに似たれどもみやこといふ名ももと宮所とい
 ふことなればかくいはんもなてふことかあらむといはれたり講義
 に天皇の御殿に祟をなして坐す神といふほどの事なり天御舎は古
 事記に天之御舎とありかくて天某と云は天上の物は凡て美たく麗
 しきを其に擬ひ物するをいふ坐之次に荒備給比健備給比祟給云々
 とあるその如くして天皇の大殿内に在すを云りとありされば後釋
 にては入來の二字を加へねば意通せずといひ講義は本文のまゝに
 てさわるることなしといひ之を按ずるに本文を生かして後釋の説を
 棄つべし如何となれば天皇のまします御殿内に祟りをなすやうな
 神之勿論なきことなれば入來の文字を加へずしても天皇の御殿の
 内にまします神とありても意の通せざるることなし故に講義の説に
 歸すべし○荒備給比健備給比祟給事無 荒れ給ひ悻ひ給ひ災異を

もて示し給ふ事無くといふ意健ぶは動作の強悍なるをいふなり祟
 とは神の怒りをなすときは災害を蒙らすものなればその業を祟と
 はいふなり○高天原爾始志事乎 講義に皇孫命の御世の次々受給
 ひ保給ひて天下に敷給ひ玉ふ大御政はしも皇祖天神の御事依し坐
 る神代の古事に依らせ給はざる所なきを殊に天社國社の皇神等を
 齋き祭らせ玉ふ御業はしも高天原に事始て傳へさせ玉ふ所なり云
 云祟神を遷却ことも申迄もなく皇祖天神の始させ玉ふ所なればか
 く高天原に始し事とは云へりとありこの語の祝詞にあるはずべて
 のことは皆高天原に於て始てしことなれば始しこといひはれたる
 もさることなりけんかし○神奈我良毛所知食氏云云 考にこの理
 りをいひおぎらめんとて上に天津神祖の詔旨云云の事どもを擧い
 ひたるは文意よろしきなり神奈我良毛は孝德天皇紀の詔に惟神カミナカ
 者謂カミナカ神道也 我子應治故寄是以與天地之始君臨之國也また萬葉に

神隨神佐備世須登どかほくよめり即神におえすがまゝにちふ言なりこゝはそれを本より知おはする神に更に申すよしにいへりながらちふ言後世人のおもふと之異にていにしへはそのまゝちふ言にのみいへり講義にこは高天原に事始め玉ひし神魯岐神魯美命のこゝと依し奉りたまへるまにまに奉り行はせ給ふ事にて其事の有るべき状は物し玉ふ謂也とあるを見れば神奈我良之神乍にて神そのまゝにて神のなしたる如くといはんが如し○自此地波四方乎見霽此地は宮所の地なりされば宮處よりは四面を見晴すといふ意考本に此の下に地の文字の無きと脱せるにや講義に此地は天皇の御舎の内を云り但その大宮所の總てに係れること云も更なりとあるを見るに宮所はとりもなほさず御殿のある所なればかくいへるにや講義に高き處を云へり祈年祭月次祭乃大神宮詞爾皇神乃見霽志坐四方國云云とありそは上天より此國を見霽かし坐すを云なるが此

は山川の清き地より四方を見霽すを云といはれたれどもいかがあらんこと天皇の御所より統治まします四方の國々を見はるかしましたるならんさらすは下の山川能清地爾といふ語に係らぬやうになれり○宇須波伎坐世止 考に此言は古事記に問大國主神云云汝宇志波祁流葦原中國者云云萬葉に宇志播吉伊麻須諸能大御神等また字を借ては牛掃神牛吐なども書たりこゝに宇須と有と音かよへりかくて言の意は丹波道主王と申を美知宇斯王とも書たるをむかへて宇志は主の意なるを知波伎は張也萬葉に山吹を山根と書茅子ハトを波利ともよめる如く伎と利とを通しいふと常なり然らばこゝは山川を主張坐ちふことなりとあり記傳にこれも然ることなれども猶張を波久と云る例なければいかゞ波久は佩刀着杵などの波久と同じく身に着て持つ意ならむかどあり今按ずるにうしのうすと轉じたるにてはきはこくなりそのうしは大に知る義こくは劔を佩くな

どのはくにて身に引付くる事故にうしはけるは領地の事になるな
 りまたうしはくは手のとく限り力の及ぶ限り引付る事也されば
 領の字に當れども天皇には云はぬ事也これ天皇は大八洲を知しめ
 すべくあるものなればなり此の如くうしはくは手のとくかぎり
 力の及ぶかぎり引付る事なれば此處のうすはきも同じ語意ならん
 と思へると山川の清地に遷し出しをうすはきいませ
 と即ち領し坐せといふ意なるべし考記傳の説にて一わたりはさ
 るものなれども意明かに通せずいま余が考を述べたるのみ○御馬
 考に上に御鏡御弓などもいひ又御となきものあり中に馬にはみ
 な御といへるは御座の代故歟また何となく是にのみ御といひなら
 ひし歟といえられたる如く馬は神の乗りましますべきものなれば殊
 に御と尊みたるものにや他の物品に御とつけざる之卑しめたるど
 云ふ義はあらずかしてこれも一つの習はしと見ても可なるべし○凡

物 考に八物とありその解に八物と八取机物ちふ事古事記にも他
 にも有りそを略て八物と書たりされどやつものとのみ訓てはたら
 ねばやどりのものとよみつ且それと多くの献物食物などを數々の
 机に置て献るをいふ萬葉に高坏に盛机に立てとあるは食物なり他
 は直に机にもおくなりとあり後釋に八字は几を誤れるなり几物は
 机代物といふと同じ考に八をやどりと訓て古事記にも紀にも有と
 いはれたれど八取といふことは物に見えたることなし百取とこそ
 あれそのうへ八取机にどこそはいひもすべけれ八取物にといひて
 はことわり聞えずやつものはさらなりといえれつる如く考の八取
 机といふ他こそきこゆれ他はきこえずこは後釋の説に従ふべし平
 田本には八物を几物と改め書れたるにて知るべきなりまた置足氏
 と考本には書れつるを平田本には置所足氏と書れたりこれ前例に
 よるときは所の字あるを是とす○皇神等 考に荒ぶる神たちを和

し平て罷らする故に種々の物を進り皇神とあかめもいふなりといはれたれども強ちに荒ぶる神達故に物を進り御名をたへたるにはあらざるべしすべて神にましませば崇むことはさらなりまた神に對し奉る詞も賛辭をいふべき者なれば皇神と云たるなるべし必ず禍つ神故に禍の無んやう祟の無んやうにたれたるにはあらざるべし○御心毛明爾 考に荒る時は心暗く和める時は心明かこと見ゆ講義に明は其遷却らるゝに依て幣物をも奠らるゝにことを限なく聞食てなりとありされば神の御心も和みて平に隈なく聞食てと云意なるべし○神奈我良鎮座 考に今本は良の下に毛なし例によりて加へつといはれつれど平田本になきをもて掲げずさて此處の大意は講義に神ながら鎮ます神にて坐す任に高天原に事始て皇孫命御世の次々行はせ玉ふ神事なることを明に知食めて山川の清地に遷り却どき給ひて其地を宇須波伎坐て御心も和かに鎮り坐せと

いふなりとあるにて著しまたいふ考にかゝる荒健祟もかの伊邪那伎命の生まれ八十狂日神の中ならんといえるゝ如く祟神は禍津日の神の内あるべし

遣唐使時奉幣

遣唐使時奉幣 此は唐國に使を遣はさるゝときに住吉の社に幣を奉るとききの祝詞なり考にこゝにも詞か祭の字落て奉幣の字之後に添たるならんといはれたるは例の強言にやあらん且同書に臨時祭式に開遣唐舶居祭住吉社と有に同く有るべき也今は字の置様式の体ならずして且理も明らかならぬ也云云といはれつるも一わたりはきこえたりさはあれども遷却祟神といふ題詞の類の如く式と同じきことなしされば臨時祭式に開遣唐舶居祭とあり此式には遣唐使時奉幣とありて事は同じなるべけれども題号のかく異なる所以は先例

の如きことなるべしさて臨時祭式に開_二船居_一時神祇官差_レ使向
 社祭_レ之とあるは唐に使用するものに船出するとき官使を差し
 て住吉社に向て海上安全を祈り祭るなり考に船居とは湊に
 船をど_レめ置所をいふ續日本紀に播磨の國の某が船居の地
 を奉りて位を賜はりし事もありさて開船居とは初めてその
 湊を榜出るをいふ萬葉に朝開してこぎ行など多くよめるを
 擧て冠辭者に委しくいひつとあるを見るに船居とは今いふ
 碇泊所ならんこれ船の錨を投じ泊する所をいふなり次ぎに
 外國に使用する初めは隋國なるべけれどその事柄を述べまは
 しけれどもあだしごとくにわたりて本をすつるの恐れあれば
 此處には擧げず唯考に使の發遣の存廢につきて聊か述べら
 れたればそを擧げて置くべしさて異國に使かはさるゝこと
 推古天皇十五年紀に大禮小野妹子遣唐國と有この時いまだ

唐の世ならねば唐と書しは誤れり舒明天皇二年にも遣され
 しは唐太宗の時也是より先後漢光武帝の時日本の使ありし
 事後漢書に見ゆれど皇朝の記には漏たるにや見えすかくて
 寛平の頃より此事とやめられしこそうべなれ御使の事とさ
 らにて惣て異國の船の往來はいと益なくこそあれど見ゆこ
 れにつきていとまほしきこと多くありけれどもいまは漏し
 つ

皇_ス御_ミ孫_ノ尊_ミ乃_ノ御_ミ命_{コト}以_テ氏_ヲ住_ス吉_ノ爾_ニ稱_ス辭_ハ竟_テ奉_ル留_ム皇_ノ神_{カミ}等_ヲ
 乃_ノ前_ニ爾_ニ申_ス賜_ハ久_ク大_ニ唐_ノ爾_ニ使_ヲ遣_ハ佐_ト牟_ト止_ス爲_ス爾_ニ依_ル船_ノ居_ニ無_ク氏_ヲ
 播_ク磨_ク國_ノ與_リ理_リ船_ヲ乘_リ爲_シ氏_ヲ使_ヲ遣_ハ佐_ト牟_ト止_ス所_ニ念_フ行_ハ間_ヲ爾_ノ皇_ノ神_{カミ}
 命_{コト}以_テ氏_ヲ船_ヲ居_ニ波_ハ吾_ガ作_ラ牟_ト止_ス教_ヲ悟_ル給_ハ比_ヒ支_ナ教_ヲ悟_ル給_ハ比_ヒ那_ガ我_ガ良_シ
 船_ヲ居_ニ作_ラ給_ハ部_ヲ禮_ハ波_ハ悅_ハ己_ニ備_フ嘉_シ志_シ美_シ禮_ハ代_ヲ乃_ノ幣_ヲ帛_ヲ乎_ニ官_ノ位_ヲ姓_ノ名_ヲ

爾ニ令ヲ捧シ賣シ氏ヲ進メ奉ル久ク止ム申ス

皇御孫尊乃御命以氏 皇孫尊の御言を以てと云意○住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾申賜久 住吉の神に贊辭竟へ奉る皇神等の御前に申し賜ふといふ意住吉の神につきては古語拾遺古事記講義に述べたれば見合すべし考に是は神代紀に伊弉諾尊筑紫檍原に身滌して生給ふ底筒男中筒男表筒男三神也さて神功皇后新羅より歸ります時此三神の誨に依て穴門山田邑にその荒魂を齋奉るその明年皇后の御船攝津國宇古水門に入給はんとするに御船回て不進とき此三神誨給く吾和魂居大津渟中倉之長峽使因看往來船於是隨神教以鎮坐焉則平得度海と紀に云り此大津は即萬葉に住吉の三津に船のりと遣唐使の事をよめる同じ津也また神名式に攝津國住吉郡住吉坐神四座名神大月次相嘗新嘗とあり是之其後神功皇后をも齋奉りて四座といへりと見ゆ(頭書に住吉の訓を述べられたれどもよく人の知り得る

事なれば省きつ講義に住吉社に付て祭ること古事記韓國御言向の御諭言に是天照大御神之御心者亦底筒之男中筒之男上筒之男三柱大神者也云云我之御魂坐于船上而云云以可渡とある如く彼韓國を歸せ玉ふこと天照大御神の大御心と専ら此住吉大神の執行はせ給ひし古事記のある故に徒に船路の守護のみならず凡て外國の事に此時より始めて預り玉ふ所謂あるが故なりそは新羅を平竟て歸り玉へる條に再以其御杖衝立新羅國主之門即以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也とあるをもて知るべしと見ゆる如く住吉の神は海神にましまして靈現のある神なればこゝも渡航するにつきて祭らせられたるなり○大唐爾使遣佐牟止爲爾唐國に使者を遣はさんとなすにといふ意この唐に大の字を冠らせたるは尊みたるにはあらず只何となうつけそへられたるなめりいま大清大朝鮮などいふとは異なりけり考に使者遣左牟止とありて使の下に者の字を加へ

られたるはいかゝあらん○依船居無氏播磨國與理船乗爲氏 船居の無きに依りて播磨の國より船乗りなしてといふ意これ大御使の播磨國より船乗して其船居を開き渡るを云ふと講義に述べたるが如しまた出づる所は室津ならんといへり考に乘の下に止の字あり平田本になしこれ無きがよかるべし恐く之後人の攪入ならん後釋にも同じくいはれたり○使者遣_伏止所念行間爾 使者つかへさんと御思召間爾にといふ意後釋に使者の者はといふてにをはなりされば此使も上にいへる使と一つにて遣唐使といふなり考に使者の二字をつかひと見て是にならひて上なる使の下にも者字落たらむといひ乗止の止といふ辭につきて下なる使者は船居の所への御使之といはれたるは皆たがへり船乗止といふ語穩かならずもし考の説の如くは船乗爲_平止爲_氏などこそ有べけれそのうへもしその播磨國の船居の事ならばたゞに播磨國與理船乗爲_志米_平止所念行間爾などこそ

云べけれそれをばいはずして其所へ御使遣さんとする事のみをくだくだしくいふべくもあらぬを思ふべしさて後世の心もて思へば同じ遣唐使の事を二度いはんは煩はしきやうなれどもかくいふぞ返りて古への語のさまはに有けるとあるごとく後釋の説のよきやうに思はるゝなりその考の説を試に擧げむ上の使は遣唐使なり下なるは播磨の船居の所へ船等の事をおはする御使を遣さむといふならんさなくて上と同じ遣唐使をいはんには舟のらんとして使者遣んちふ言つゝかざるなりとあり○皇神命以_氏船居波吾作_平止_教悟_給比_支 皇神命を以て船居は吾作らんと御教へ悟し給ひきといふ意即ち皇神の船居は吾作りやいと教へられたるなり○教悟給比那我良船居作給_部禮_波悦_巳備_嘉志_美禮_代乃_幣帛_乎 皇神の教へ悟し給ふまゝに船居作り給へれば悦び嘉しく思ひて禮代の幣物をといふ意考に此船發せんころ難波の湊塞れる事有て播磨の津より發せんとは

かり給はず間に此皇神の御さとし有て忽船津ひらけし時の事見えたり凡湊の塞ること諸國にも多し其中に今昔物語に行基法師難波江に行て云云を堀て令開船津を造り法を説て人を教化すといふ事有三代實錄に遠江國敷智郡濱名の湊の塞毎に其他の角避比古神の開給ふ故に神位を授られし事も有さてこの詞のさま奈良の朝に此事有て即祭も有しと見ゆるを續日本紀に見ぬぬもれたる歟又神の命之奈良より上つ代の事なるを後にかくたへ申歟文のさまは見えずとありざるを講義に古事記に仁德天皇乃御代墨江津を定め玉ふとある所の傳に依りて住吉社をも住吉津をも今の地に遷し給ひしは仁德天皇の御代にて凡て此神は異國の事を知看す故に唐國へ御使遣はす時も殊に此津より發船するなるべき云云とある如く津の開けたる仁德天皇の御宇なるべきなれども此處は神世の詞を次ぎていひいだせればかくいそれたるなるべし禮代乃云云考に

この言次の神壽詞に神禮自利臣禮自といひ續日本紀の伊勢大神宮の詔に禮代の大幣とも有その外にも見ゆさてゐやはるやまひかへり申す事代はその奉る物資をいふ事古事記に安康盜取其禮物之玉崇神天皇紀に取倭香山土裏領巾頭祈曰是倭國之物實反之これ等也さて記の訓註よりも神賀は古ければそれに自利と有によりて唱へ且濁るは音便なりとありて者にはるやじりと訓れたるによるべきか○官位姓名爾令捧贄氏進奉久止申 禮代の幣物を某官某位某に捧げ贄しめて進ると申すといふ意さて考にこは御使の宣る詞なり又此時住吉の祝部か申祝詞も有つらむ萬葉十九に天平五年遣唐使に餞する時の歌に住吉に伊都久祝が神言等行とも來とも船は早けむまた同時贈使哥虛見津山跡之國青丹與志平城京都田忍照難波爾太理住吉能三津爾船能利直渡日入國爾所遣和我勢能君乎懸麻久乃由由志恐伎墨江乃吾大神船乃倍爾宇之波伎座船騰毛爾御立座而佐之與良

牟磯乃崎々許藝波底牟泊々爾荒風波爾安波世受平久率而可幣理麻
 世毛等能國家爾ちふ意詞かの祝詞に有をもてよめるなるべしとあ
 れば御使の宣る詞は此にて祝部が宣る詞は別にありしものならん
 とも思はるゝなり○此祝詞の全文につきて後釋にいはれたるはさ
 て此祝詞は語よくどゝのひて古しこは古の御代に此云云の事の有
 し時に作りし祝詞なるを後まで用ひられしにや者にみこととに尊
 字を書るによりて奈良朝こなたの文なりといはれたるはかたかち
 なり一字二字など後に書かへたるともなぞかなからんすべての
 文字よく見てこそ古き近きをも定むべきとさなれといはれたる如
 く此文は古くみゆるなり如何に古くみゆるといはば船居作り給ふ
 神の御教へによりて明かなり若し近き文となすならば船の發せん
 津の文意に適えずそれよりして學者の種々の考へも出來るなりさ
 るを古きとなすときは神の教へたまふまゝに船居作り給へればと

いふがきこえよしこれ船發する所なきによりて播磨國より船乘し
 て使を唐に遣はさんと思ふをりしも皇神の船居作りやらんと教へ
 られ作り給へれば悦びかしてみてそこを船發せん場所と定め給ふ
 即ち津の國の住吉の津を船發する所となしつるなりかくみるとき
 は文意なだらかにして疑ふ旨なしよりて古き御代に依れりし祝詞
 なるを後世まで傳へ用ゐられたれば後の世の意におもふときと叶
 はざるふしあるなり後の世の意を離れてみよかし

出雲國造神賀詞

出雲國造者。 國造後也。

出雲國造神賀詞 國造とは後釋に考に國造をくにつこと訓
 て國をつくりのよしに解れたるを違へり又た々造といふを
 宮造の功によれりといはれたるもひがことなり國造は久爾
 乃美夜都古と訓て國々にある御臣のよしなりた々造は伴造
 ともいひて諸の部の御臣なりこれらの事委くは古事記傳七

の巻の末にいへりとありさればクニノミヤツコと訓むを諾なりとすべし神賀詞も後釋に本に加牟本岐乃許登波と訓人もみな然唱ふれども出雲風土記に國造神吉詞ども神吉事ども書たれば加牟余碁登と訓べきなり此文の中に神賀吉詞とあるをば加牟本岐乃余碁登と訓べしよごとは万葉廿に餘碁騰と見え書紀持統天皇御卷に天神壽詞ども見え此詞をも續紀に神賀事神賀辭神齋賀事神吉事續後紀には神壽なと書たりとされば此處もカムヨゴトと訓むを宜しとすべき故に總じてイツモノクニノミヤツコノカムヨゴトとよむを可とすべしさて出雲國造は後釋に古事記に天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造等之祖也書紀に天穗日命是出雲臣土師連等祖也と見ゆ建比良鳥命は諸書に武夷鳥ども天夷鳥ども天日照どもある皆同神なりなほ此神の事も此國造の事も古事記傳

七の巻に委くいへりとあるを見合すべし考に神代記一書に高皇產靈尊勅大己貴神曰云云當主汝祭祀者天穗日命是也そもく穗日命は素盞烏尊の御子なり大名持命は素盞烏尊の六代の孫ありされども大名持の命は天神の詔を受得て天の下を平諸の國を作り成て大國主にかゝすれば天つ神主といへども遂には媚給ひて言治め成ましつ然れば穗日命の天降て三年なるまで漸に媚和し宜き時を以て天に復命申て遂に天夷鳥命布都奴志命を天降し建き御稜威と和し治ると二つもて大名持命の日隅宮をば天津橋の御巢始て崇み齋祭らむちふ契して避ひそまりまさしめたると専ら穗日命の思兼によれり故に終の祭をばこの命のなさんものと詔しなりけりとあるを以ても穗日命の後裔の出雲の國造となる所以なり

次に出雲國造の神賀詞を奏すことは出雲の臣の氏人の國造に任せられそれにつぎて神賀詞を奏すなり而して此儀天皇御宇一世に一度に定りたるにやと云ふにさにあらず國史を関するに一世二度も神壽詞を奏せしことありまた叙位ありたることありささるは貞觀儀式に太政官曹司應任出雲國造儀當日早且掃部寮設座辨大夫西廳式式部錄率史生省掌等進置版三枚於中庭自尋常版南五尺置宣命版南去四許丈更東折國造訖參議上已就坐大臣喚召使召使稱唯就尋常版大臣宜喚式部省召使稱唯出而喚之輔稱唯丞代進就版大臣宣參來丞稱唯而上至大臣坐前大臣賜國造名簿丞受退出訖輔丞各一人錄三人入就坐訖國守入就版次省掌引任人參入任人就版省掌若南而立參議已上辨大夫降立及式部起坐立定辨大夫一人就版宣制曰天皇我詔旨良麻止宣某位某出雲國造爾任賜天冠位上賜御手物

賜久止宣國司任人共稱唯再拜兩段拍手四段參議已上及辨大夫以下還就本坐掃部寮進敷簀中庭式部史生置位記篋錄一人進就簀賜位記錄一人留位記史生進位記篋次掃部寮撤簀次錄一人進祿所唱賜每賜一物拍手大藏省豫錄庭中極十匹任人持十匹退出絲布藏部相隨持出訖各退去とあり臨時祭式に賜出雲國造負幸物金裝橫刀一口絲廿絢絹十匹調布廿端鍬廿口右任國造訖辨一人史一人就神祇官廳次伯己下祐已上以次就坐史一人大藏錄一人入自南門就坐史喚官掌仰云喚出雲國司并國造官掌率國司國造就版位國造就版位國司次立官掌史亦喚神部一人進就大刀案下跪之于時辨宣云出雲之國造止今定給幣留姓名爾賜負幸之物久止宣國造稱唯再拜兩段拍手兩段訖進大刀案下跪之神部取大刀授之拍手賜之拍手兩段退授後取之人即就版位次大藏錄喚國造國造就跪祿下後取一人進先取

給國造拍手一度賜而授_レ於後取_二後取退立_一本列_一絹布鍬亦如_レ之
 國造退就_二版位_一更取_二大刀_一出_{後取前立國造後立其國造者}次錄次
 本官次史次辨退出と見え國造奏神壽詞玉六十八枚_{赤水精八}
 十六枚_{青石}金銀裝横刀一口_{長二尺六寸五分}鏡一面_{徑七寸}倭父二端
 玉四十四枚_{長各一丈四尺}白眼鶴毛馬一疋白鶴二翼_{御贊五十昇}
 二尺二寸_{并置案}白眼鶴毛馬一疋白鶴二翼_{御贊五十昇}
右國造賜_二負幸物_一還國潔齋一年_{齋內不決重罪者}今即國司率_二
 國造諸祝部并子弟等_一入朝即於_二京外便處_一修_二飭獻物_一神祇官長自
 監視豫卜_二吉日_一申官奏聞宣_二示所司_一又後齋一年更入朝奏神壽詞
 如初儀一國造奏_二神壽詞_一日平且神祇官試_二國造奏事_一給_二座料調薦
 五枚_一奏_二神賀齋_一一日在_レ前申_二官國造已下祝神部郡司子弟五色
 人等給_レ祿但其人數臨時所_レ申無_レ有_二定額祿法_一國造絹廿疋調布六
 十端綿五十屯祝神部不論_二有位無位_一各調布一端郡司各二端子
 弟各一端と見えたり此を按ずるに大政官曹司廳にて國造に

任じたる後神祇官廳にて負幸物を賜はるなり賜はりて國に
 還り潔齋すること一年にして入朝す而して獻物を便處に於
 て飾り神祇官長の點見す後豫て吉日をトし官に申し奏聞し
 所司に宣示すそこで神壽詞を奏すといふ順序をり又後齋一
 年にして入朝し壽詞を申す前年の儀の如くなすなり後釋に
 臨時祭式に任國造訖云とあるを以てみれば此事之國造の
 初めて任じてやがてある事と聞えたるに右の紀六國史など
 見れば又然定まりたることいも聞えず又國造一世に一度か
 と思へばさもあらざるにや廣島豐持_名などは二度仕奉れり
 國成_名が延暦四年五年と仕奉りしは一度の先度後度を記さ
 れたりと見ゆさて此事右の天長十年の後は見えざるは紀に
 漏たるなるべし延喜の式に委く載られたるを思へば其ころ
 までも絶ず仕奉りけんをいつのはとよしか絶にけんさだか

ならずとある如くこれ國史に徴して明かなり
 此事のものに見え初しは續紀七に靈龜二年二月丁巳出雲國
 國造外正七位上出雲臣果安齋竟奏神賀事神祇大副中臣朝臣
 人足以其詞奏聞是日百官齋焉自果安至祝部一百一十余人進
 位賜祿各有差と有て是より後絶えず見えたりざるを考に日
 本紀に見えざるはすべて漏れたることの多ければ脱したる
 ならんとは上に遡りての事を云ひしなり後釋にそへ上つ代
 よりの例なりけんこと考にいこれたるが如しとあるを以て
 證とすべしまた此文を考に舒明天皇の飛鳥岡本宮のころの
 文にやあらん清御原宮まではくぢらすとあるを後釋にさる
 たしかなることと知れがたしとるくくの祝詞の中にも
 古き文とは見えたるなりとあるを是とすこれねはらかに古
 き文と見るべし講義に天皇本紀に天種子命奏天神壽詞即神

世古事類是也と見えたる此は中臣壽詞の事なるが如此臣連
 の家々に傳へたる神世古事の有を朝廷に參て聞上る詞を余
 碁登とは云りさるは皇御孫命の天降坐て初國知看す始に當
 今仕奉る臣連の祖々は何も其事に功しく仕奉れり勳功ます
 神にますが故に其勳功を發呈すことは子孫の人々の其餘慶
 わりて滋蔓居るのみならず其先祖の勳功に資て天津日嗣の
 終古無究に定り坐る御事なれば上下に通りて甚々めでたき
 神世古事なる故に余碁登といふ號は出來りし也なりとある
 によりて先祖の勳功をいひはやすものぞ余碁登なりけるこ
 と入朝して天皇に申し奏る詞が神賀詞なりけり
 次にいそん大名持命を出雲に齋き鎮めしは古事記に僕子等
 二神隨白僕之不違此葦原中國者隨命既獻也唯僕住所者如天
 神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而於底津石根宮柱

布斗斯理於高天原水木多迦斯理而治賜者僕者於百不足八十
 拍手隱而侍亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾
 前而仕奉作者違神者非也如此之白而於出雲國之多藝志之小
 濱造天之櫛御舍而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御饗之時
 禱白而櫛八玉神化鶴入海底咋出底之波邇作天八十毗良迦而
 鎌海希之柄作燈曰以海尊之柄作燈杵而鑽出火云是我所燒
 火者高天原者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之八
 拳乘摩豆燒舉地下者於底津石根燒凝而栲繩之千尋繩打莖爲
 釣海人之口大之尾翼鱸佐々和邇控依騰而打竹之之登遠々登
 遠々邇獻天之眞魚咋也故建御雷神返參上復奏言向和平葦原
 中國之狀と見えたりこの獻天之眞魚咋といふまでの詞はい
 と上つ代に出雲社に稱申せし文なりと考にいはいれたりこれ
 にて出雲にいつさまつりしゆゑよしとあさらかなり後釋に

右の古事記の多藝志小濱に御舍を造るとあるこれ杵築大社
 の始めなりといこれれし如くこの建築こそ杵築の宮ならめ尙
 國造といふ事は此處にあらましを擧げたれと委しく知らん
 に之記傳後釋國造者をみよかし○出雲國造者穗日命之後也
 こは上にのべたる解にて知らるべし穗日命は素盞烏尊の

御子なり

八十日波在止毛今日能生日能足日爾出雲國
 造姓名恐美恐美毛申賜入挂麻久毛畏岐明御神止大
 八島國所知食須天皇命乃大御世乎手長能大御
 世止齋止若後齋時爲氏出雲國乃青垣山内爾下津石
 根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木高知坐須伊射
 那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命

國クニ作ツクリ坐マ志シ大オホ穴アナ持モチ命ノミ二ニ柱ハシ神カミ乎ヲ始ハジメ天アメ百ヒャク八ハチ十ジュウ六ロク社ヤシロニヤシロニ坐マ
 皇スミ神カミ等ナニ乎ヲ某ソレ甲カ我ガ弱ヨロ肩カダ爾ニ太フト釋タスキ取トリ挂カケ天アメ伊イ都ツ幣ヒラ能ニ緒ヲ
 結ムスビ天アメ乃ノ美ミ賀カ祕ヒ冠カガ利リ天アメ伊イ豆ツ能ニ眞マ屋ヤ爾ニ麤アラ草クサ乎ヲ伊イ豆ツ能ニ
 席ハシロ登ト刈カリ敷シ支キ天アメ伊イ都ツ閉ヘ黒クロ益ヤ之シ天アメ能ニ甄ミ和ワ爾ニ齋イヒ許コ母モ利リ
 氏ウヂ志シ都ツ宮ミヤ爾ニ志シ靜シヅ米メ仕ツカ奉ホウ氏ウヂ朝アサ日ヒ乃ノ豐トヨ榮サカ登ノボ爾ニ伊イ波ハ
 比ヒ乃ノ返カヘ事コト能ニ神カミ賀カ吉キチ詞コト奏マツ賜タマ波ハ久ク登ノボ奏マツ
 八十日日波在登毛 數多の日とあれどもといふ意講義に八十日日は

八十來經にて大抵其月乃中に數多ある日數をいふなりとある如く
 八十の日といふにわらず日の數の多きをいふなり○今日能生日能
 足日爾 今日程の生ひ榮ゆる日の充分なる日にといふ意考に生日
 は物の生榮ゆる日足日は事の足滿る日なり生魂足魂生弓足幣など
 の生足にひとしとありこれ語の源を解るなり後釋に日は多くあれ

ども其中に今日ぞ吉日とはぎ稱へてかく申す也と講義に神祇官よ
 り豫に神壽詞を奏す吉日を卜へて太政官に申すを官にてそを撰て
 其行はるべき日を奏聞せる其當日を云なりと見ゆるは神賀詞を奏
 するに日と數多あれども今日の如き吉日はまたとなき故に此吉日
 にと下にかかる文意なり足口の下に考本は爾の字あり後釋には此
 字は必ず有べきなりと見え平田本には爾の字を書けりさるに本に
 は無きなりこれ爾の字あるを穩かなりとす○出雲國國造姓名恐美
 恐美毛申賜久 出雲の國の國造某恐れ多く恐れ多くも申し賜ふとい
 ふ意○挂麻久毛長岐明御神止大八島國所知食須天皇命乃大御世乎
 言にかけて云ふも恐れ多いが明かに世におはしませす御神にて此
 大八島國即ち大日本國を統べ知りませす天皇命の大御世をといふ意
 明御神は考に萬葉に明津神吾王と有をばあきつかみわがねほさみ
 と訓外なし然らば公式令に明神御大八洲天皇ここに明御神宜命に

顯御神と有をも共にあまつめかみと訓べきなり後世顯御神をもこ
 こをもあらみかみと訓と言よくもどのはざるをおもへさて天皇
 は今あきらかに世にねしませす御神ぞと崇み畏みて申す言なりと
 あり後釋に萬葉に明津神吾皇とは六の卷に見ゆたりこれまことに
 あきつかみと訓べき明らかなる證なりさればアキツカミとよむべ
 きなり止は講義にニテと云んが如しとありその意にみて可なり是
 は指定する意は前項のどに同じけれども其意數種ありそは指定す
 る意を示すもの之と定む、それと思ふの類の如くの意なるもの(雪と
 散る霜と消ゆ)としての意なるもの(花と見る霜と置くの類)またこの
 意なるもの(ありとある、吹きと吹くの類)等なり此處にとしての意を
 充てて見るときは明御神としての義にとりても可なるべし天皇命
 は考に續日本紀の宣命にも天皇命と有仍てれもふに皇太子を萬葉
 に日並斯皇子尊高市皇子尊と下にみことと言の添るは崇みの言な

り是をみことりののみことにあらずといはれたり後釋にも天皇を
 天皇命とも書ることは古事記上卷にもありこは須賣良とのみも申
 すことある故に美許登と云に命字は添て書るのみなりとわりされ
 ばスメラミコトノミコトノといはざるは明らかなり大御世乎は考
 に此四言ここにあらでは次の言をさます上の祈年祭の大御巫の辭
 にも皇御孫命御世乎手長御世登と有をかもへとわれば四字あるを
 可とす後釋には此四字を考に補はれたるまことになくてかなはぬ
 言なりと見ゆさもあるべし平田本に之書き加へられたり○手長能
 大御世止齋止爲氏 長久の大御世と齋ひ後の齋ひとなしてといふ
 意手長のことは既にのべたり齋止云々は考に後齋には云云手長能
 大御世登齋後齋登爲氏と有るべし然れば小字に加後齋字と有けん
 を是も今本は字落しなりとあり後釋に考に齋字を補はれたるまこ
 とにさることありとある如く文字を加へずは意通せずいまは補ひ

て解けり講義にこは出雲國造が遠祖天穗日命に大國主神の祭祀を爲しめ給ひて皇御孫命の大御世を長く遠く齋しめ給へる天神の御旨に依て殊更に國造に任られたる始に其次第を受賜たる初に齋爲と祈奉るを云るにて此は式に國造還國潔齋一年とある間の所作之と見ゆるにてその齋の狀を見るを得るなり○出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木高知坐須 出雲國の山の垣の如く廻り立つ内に下の磐石まで掘り穿ちて柱を立て虚空には屋根の千木を高く著して宮造りましますといふ意青垣山は考に垣の如く山の回り立るをいふ古事記に景行多々那豆久阿袁加伎夜麻菴母禮留夜麻登志宇流波斯また三室山をもいひ萬葉にも吉野山をよみしかばいつこにて山もをば青がきといふ之下津磐根云云考に熊野の大神と大名持命二神の宮をいへり古事記の大神詔に於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理於高天原垂掾多加斯理而居と有

は大名持命にのたまひしなり熊野の大神は大名持の祭を主べきものと天つ祖神の給ひし穗日の命の御子なりと後釋にこはまづ熊野と杵築と二社をいへりと聞ゆさるに考に宇迦之山本の宮は杵築の宮とは別なるをその宮と心得たるはひがことなりとあるを思へば宮の場所は兎も角もわれ宮は杵築と熊野とを指したるなるべし○伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命國作坐志大穴持命二柱神乎始天 伊邪那伎命のくヒバに愛しき御子祖神にます熊野の大神なる櫛御氣野命即ち須佐之男大神并に國を平け作りましと大穴持命の二柱神を始めるといふ意さて日眞名子とは考に日は日子の日と同しく崇む言なり眞名子とは愛みの殊なるよしにて眞之子と親み愛む詞なりこを孫曾孫を分ていふは後のことにて上代に之子をも孫をも曾孫をも事によりては共に眞名子といひつらん出雲風土記に伊射奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂命といひ此詞に天照

大御神の御孫命の御事を高御魂神魂命能皇御孫命ともいひ又萬葉に父母爾吾者眞名子曾といふを愛子とも書たるこれとこの言と同じきなりとあり後釋に古は子をも孫をも曾孫をも猶未々をもすべて子といひしはさるとなれども眞名子といへる子に限れることにて孫曾孫などをいへることなしといはれたりこは愛子を眞名子といこれたるは語源なりこれ後釋のいはるゝ如きなりさるに考に孫曾孫と解れたるは此神は大背飯三熊大人をいふと考へられつるよりかく思ひ違へたるならんまた大背飯三熊大人は熊野大神櫛御氣野命なりといはれつるも違ひたる考なりこれ須佐之男命の神を申すなりされば伊邪那伎命の御子といはんが如し後釋に熊野宮は須佐之男大神に坐すこと論なし此事は古事記傳九の卷にもいへるをなはいはゞ此大神は伊邪那伎命の御子たち多なる中に天照大御神月讀神須佐之男命は殊に三貴子と古事記にも見え書紀にも珍子

と有て殊にすぐれたる御子なるが故に眞名子と申せるなりここにかく申せるにても熊野は須佐之男大神に坐ことを思ひ定むべし風土記に伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命とあるもとより須佐之男命なりとあれば眞名子即ち愛子なる須佐之男命なること著し加夫呂岐とは考に神漏岐なり故仁明天皇紀に少彦名命を崇みて加夫呂岐と申し出雲風土記に賀茂呂命と有も是なりと見ゆ後釋に神祖あり須佐之男大神は大名持命の祖神に坐が故に出雲國にては殊にかく申すなりとありされば加夫呂岐と加武呂岐とは音の通じたるにて意は祖神といふなりさて後釋にこは杵築より先きに熊野をまづ第一に擧る事も須佐之男大神に坐が故なり此詞のみならず何れの古事にても此次第熊野之先にて杵築は次ありかの考の説の如く熊野もし三熊大人ならんにはいかでか杵築より先きには擧む國造とても大名持命を次にして己が祖神を先きにすべきにあらず

たゞひ私の詞ならんにてもさはあるまじきことなるをこれはまし
て公に奏す詞なるにさることあらんやはよく思ふべし又公に申す
詞に私の祖神をうち出して加夫呂岐とはいかでかいふべきと論は
れたる如くいよ、三熊大人ならぬことは明かなり櫛御氣野命とは
須佐之男大神の靈なること既にいへるが如し後釋に須佐之男大神
の此熊野宮に鎮り座する御靈を稱へ奉れる御名なり大名持命をも
倭の大三輪に祭る御名をば別に大物主櫛既玉命とあるたゞひにて
同神も其社々に祭る御名の別にある例なほ他にも有りといゆるに
て此櫛御氣野命とは須佐之男神の別の名と辨ふべし大穴持命は考
に須佐之男命の五世の冬衣の神の御子にて大神の御女須勢里比賣
命を適妻とし且大神の天詔琴生弓矢生太刀を得つれば遂に荒ぶる
八十神を平て大國主となれちふ大神の御讓の詔を奉て諸國をうし
はき給ひさかくてその國を天孫にゆづり奉りて日隅宮に隠れまし

ぬ其宮即この杵築宮也かかるままに出雲はもとよりにて天の下に
これを齋奉らぬ國縣もなく天皇も天照大御神に並ていはひ奉り給
ひしなりとある文中後釋に日隅宮に隠れましぬといふ句を難じら
れたりそこの日隅宮の杵築宮なる事とさることなれども此宮に隠れ
ますとあるは違へり大名持命現御身と八十隈手に隠れまして此顯
國には留り給はず日隅宮に鎮座は御魂なりすべて何れの神にても
現御身と御靈との差別をしらすはあるべからずもし現御身杵築宮
に坐んにはいかでか八十隈手に隠るとはいはん八十隈手に隠ると
之此世を去るをこそいへれといはれたりそも、隠るとは御身を
隠すことにて古事記にある文を考ふるに皆崩れ給へるをいふ言な
りされば後釋にいはれつる如く日隅宮に崩れ給へるは違へり古事
記に僕者於百不足八十垺手隱而侍とあるぞ崩れ給へるなりける故
に日隅宮(杵築宮)に崩れ給へるにはあらで御靈を鎮めまししたる

ならん釋の說に従ふべし他は考にいはれつる如く此國を平定しま
 しましける故にいづれの國いづれの郡にても齋き奉り祭らるゝな
 りけり本社は出雲國出雲郡杵築大社にぞありける○百八十六社坐
 皇神等乎 百八十六社にまします皇神等をといふ意百八十六社の
 數につきては種々の説ありまづ考に出雲風土記に合神社參百玖拾
 玖所二百八十四所不在神祇官と有風土記に此詞よりいと後和銅六年
 の命にて奉りしなれば増はすとも減之せしを今ある風土記の字は
 誤つらん又今の式に合て百八十八社あるは後に加へられしならん
 とあり講義に神名式に出雲國一百八十七座大二座小百八十五座とあると右
 兩神宮をも列し員數なるが此に百八十六座とあれば延喜より以前
 に奏神壽の事ありし度の事なる之風土記には云云(前文を見よ)とあ
 れば此詞にては二社加はり神名式にては三社増加したるなりとあ
 れば和銅以往にては百八十四社なりけんを和銅より二社の加はり

て百八十六社となりしならんさるにまた延喜に至りて三社を増し
 て百八十七社となりたるなり依て此詞は和銅以後の文と見えて百
 八十六社と記したるにやあらん皇神乎とを後釋に皇神とはいづれ
 の神をも尊みてかく申す之乎といふ辭は下に志都宮爾志靜米と有
 る所へ係れりとあるはさならん○某申我弱肩爾太禰取挂天 それ
 がしが弱き肩に太禰を取り掛けてといふ意これ大神に奉る種々の
 物を作り調るをいふ某甲之考に國造なりとあり後釋に姓名とかか
 ずしてかく書るはここにては姓をば申さずただ名ばかり申すを名
 我とは書がたき故にかくは書るか又甲字をも添へて書るを思へば
 それがしと唱るにてもあらんか己がことをそれがしといふもやや
 古く見えたりとありされば國造自の名を云ひしか或は名を代する
 某といふ代名詞を用ゐしかこは初めに國造姓名とあるをもてここ
 に名を記すは重複に渉るをもて代名詞の某申と用ゐるを穩かなり

とす弱肩以下の語は既に上にのべしをもて畧きたり○伊都幣能緒
結 嚴の幣の緒結ひてといふ意即ち國造の頭の髪に木綿を結ひ着
るをいふなりいそゆる木綿鬘なるをしかいへるなり伊都は考に嚴
發嚴檀などの嚴にて齋清まはりて畏しきいきはひ有よしの辭なり
とあり後釋に何にまれ齋清めたる物にいふ言なり嚴の字は齋清め
て嚴重にする意を以てかかれたりとこそ見ゆれどあればいづは齋
清むの意にてその事のおそかなるより嚴の字をわてたるなるべ
し幣は後釋に奴佐と訓むべし萬葉などに奴佐を幣とも幣帛とも多
く書りさてここは木綿をいへるなるべし又木綿と麻とにて有るべ
し緒と之結といふからいへるにて即ち木綿麻なりつねにも麻をば
をといへり結とは國造の頭の髪にゆひ着るをいへるにていはゆる
木綿鬘なるをかくいひなせるは古への文なりとあるが如し○天乃
美賀秘冠利天 天の御蔭と冠りてとの意これ木綿鬘を冠る義なり後

釋にこは天之御蔭登冠理豆なるを氣字を秘に誤れるなり氣と秘と
は字のすべての形之似されども畫に似たる所々あるによりて誤れ
るなるべしさて氣の下に登といふ辭をよみ着べし古書どもにてに
をはの字をも添て書る文にも登の字をば省きてよみつけたる例多
し云云さてかくいへるは即ちかの木綿を頭につくる事なりそ之御
殿のことを天の御蔭日の御蔭と隱ましますといへる如く空に覆ふ
よしにて頭に蒙る物をも文にかくといへるなり云云ここに擧たる
文一事毎に天といふ辭を置て界とせり取掛天冠利天、新敷支夫など
の如し然るに緒結の下には天字のなきは次につづきて一事なるが
故なり云云冠は加賀布理と賀を濁り布を清てよむべし万葉は假字
の清濁を正して書るに五の卷に可賀布利二十の卷に加我布理など
あればなりとある如く思はるゝなり考の説はいかがと考へられつ
れば掲げず○伊豆眞屋爾麤草乎 嚴の眞屋に麤き草をといふ意こ

れ伊豆は前語の如く齋清むの意眞は親愛の詞なり麤は穢なく生れたまのものなり眞屋とは考に齋屋なればかくいへりどあり後釋に齋清まはれつるにつきて眞屋といはんはさることなりどあり講義に齋屋にて國造の齋館の中に御饌御酒を調る屋をいふなるべしとあるにて齋清むる家屋なること著し龜草は考に人氣に穢れぬ遠き野山の草を用ゐる故にあら草といふすべて此類のあらはうまれながらの意なり後釋に今も神事などに用ゐる薦をばあらこもといへりどあるにて知るべし○伊豆能席登刈敷支天 嚴の席と刈り敷きてといふ意これ龜草を刈しきて席となすなり○伊都閉黒益之嚴の塙を黒く益すことにていそゆる米を炊ぎて焼くなり語を換へば薪以て塙を焼くときは黒くなるより黒益といひて炊くことをいひしかり考に古へて塙缶甗などを皆閉といへりこれは飯など焼塙也奈閉とは金鍋の略なり古へは土器なればただ閉とのみいひたり

黒益の益は借字にて辞なりさて薪して焼は黒くなるもの故に飯など焼とをかくいへり田舎人のなべのしり黒ますと云是なりこは神御食又之吾齋食をもいふべしとあり後釋に伊豆閉は書紀神武卷に嚴瓮此云恬途背とみえ又古事記書紀萬葉などに忌瓮ともあり其外も古へに瓮といへる多し奈閉は魚菜鍋也古魚をも菜をも奈といへるそれを煮る器をいへり云云黒益之は考の説の如く黒くするをいふさてここも黒ましの下に天といはざるは次へつづぎて一つ事なりとありかく後釋に考の奈閉の説をなんじられたる如く奈閉の語源は魚菜瓮なりこれ魚にまれ菜にまれ煮たきする瓮なればいふなり後釋の説に従ふべし他は考の説の如し○天能取和爾齋許母利氏 天の取に至るまで整へ即ち御食御酒などを調べなどして眞屋に齋みこもりてといふ義考に天ははむる言取は酒を醸る器也和之借字にて回也回はそのほとりをいふ萬葉に祭神 齋戸乎前坐置ま

齋戸乎忌穿居又忌殺を床邊にすゑてなどをむかへてここを知めりとあり後釋に和名抄に本朝式云瓊美加辨色立成云大甕和名同上と見え古書に美加にはつねに瓊字をも用ひたり諸の祝詞に御酒者甕上高知瓊腹滿並豆などありさて瓊和といふもただ瓊にて和に別に意あるにわらず三輪の輪と同じ三輪も御酒をかめる瓊のことなり萬葉二に哭澤之神社爾三輪須惠とあるにて知るべしされば美和といふも即瓊和の略にても有るべし又今の世に一斗ばかり入大鍋を斗那和といふその和も同じく聞ゆれば和は瓊又大鍋などの類の器の惣名なるべしさてここは御酒の既一をいひて其餘の種々の御食つ物をもかねたる文なり伊豆閉黒ましといふは御酒のみの用にわらず御食物など煮炊くをいへるそれより一つづきの文なるをもて知るべしさて爾齋許母利氏といへる爾は其瓊のあたりにといふ意にはわらず御食御酒などを調へなごして其事に齋こもるといふなり

こもるところはいづの眞屋なりとあるにて明けしされども考に和は回なりといはれつるを後釋にわたらずと論はれたるはさることにて瓊のはどりに齋こもるにては意通せずこれ瓊に至るまで整へ而して眞屋に籠るといふ義にとらずばきこえざるなり依て後釋の説を是とす○志都宮爾志靜米仕奉氏 志都宮に靜め仕へ奉るといふ意考に志都宮の説あれどもいかが後釋に神を鎮奉る宮といふことなり又伊都宮を誤れるなるべしとありこの伊都宮の説いかならんなるべく本のまゝにてとくをよろしとすさてまた後釋に此宮の上に云云皇神等乎とあるよりつづきて出雲一國の神々を請奉る宮なりされば此宮は常の宮にはあらで此齋のために新に造るなるべしと見えたり考に供ふべし講義の上に擧たる熊野大神杵築大神二柱を始めて百八十六社の神々を志都宮に鎮り坐しめて一年の齋の間仕奉るを云なりかくして天皇の大御世を手長の大御世と堅石に

常石の齋ひ祈り奉りその齋一年の間爾禮代の神寶を調備へて祈申す國造と守奉る皇神等の禮代となすは此に依てなりとあるは此處の文意を穿てる語なりよく味ふべし○朝日能豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏 朝日の豐に榮え登る時に齋ひの返事神賀の吉詞を奏し賜ふと奏すといふ意後釋に是までは此吉詞の序の如しといえられたりさて朝日能豐榮登爾と之後釋に祈年祭祝詞の考に豐はほめいふ辭逆登は榮えのぼるなり古事記歌に朝日のゑみさかぬ來てともあるが如しさて日の出る時之其日の佳時なる故に此時を用ゐるなりとあり講義にこは朝廷に參向て神壽詞を申す時を云なり臨時祭式に凡國造奏神壽詞日平且神祇官試國造奏事とあれば其事畢て後なれば平明には非れども朝乃間にてある事なる故にかくは云なりとあるを以てもしるべしさて考にこは初めに召上られて位と負幸物を賜り大神たちを齋奉りて天皇の御代を賀奉れ

ちふ御ことをうけて其事仕奉れる齋の竟りつればかの大御言の復ことを申即神賀の詞奉るといふなり此詞は其大神たちの御ことばに國造がことを取合せて申せりかかれば右の文靜宮に忌靜といはではかなはず下に神の禮自利臣の禮自といへる是なりとありさるを後釋に神たちの御詞に國造が言をとり合せて申すなりとあるとひがことなり此吉詞はただ國造の申すにこそあれ神たちの申給ふ意はなしかの志都宮に鎮奉るこ此詞を此神たちの申給ふ故の事にはあらず此齋は朝廷の重き御祈を申す國造の世のかぎりの重き齋なるが故に國中の神たちをば請奉るなりさて下に神の禮じりとあるはその考にいはれたる如く穗日命より次々國造の先祖の神たちより奉り給ふ禮代なれば此吉詞も穗日命より代々の出雲氏の神たちの申給ふ意をかねたりとはいひもすべきをか志都宮に鎮祭るは出雲一國の神たちなればかの神の禮じりとあるにはあづから

ぬ事なるをやとわれれば暫く考の此詞以下の文を捨ててみるべし
 義になは其本をいそい此奏神壽の大較凡ては天穗日命の故事を擬
 せるものなりそは一に任出雲國造は右の神等を國形見に降しめ玉
 ふに比ひ二に賜負幸物は其出立に臨て兵器及祿物を賜ひしことの
 有けんを擬ひ三に國造の國に在て齋して皇祖等に仕奉ることとは天
 夷鳥命などの大國主神を媚鎮め玉ひしに容どり四に神寶を擧ること
 とは大國主神の平國廣矛以下の神寶を神孫命に献り玉へるを天夷
 鳥命取持しつとも猶禮實を献り玉ひけん例を引き五に神壽詞を奏
 すことは和順たまひし大神の御言を取傳へて復奏し又己命の大神
 を齋ひて皇孫命の御世を眞幸く在しめ奉らむと申し玉へりし事の
 如く物することにて凡ては神代の趣を摸擬たるものなり中天穗日
 命の天に還り上りて申上給ひし古事の趣を立て後世に至るまでも
 行はるゝ義也とあるを以て此段の狀を窺ふに足れりまた考の説を

も合せ辨ふべし

高天能神王高御魂神能皇御孫命爾天下大
 八島國乎事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命
 乎國體見爾遣時爾天能八重雲手押別氏天翔國
 翔氏天下乎見廻氏返事申給久豊葦原乃水穗國
 波書波如五月蠅水沸支夜波如火瓮光神在利石
 根木立青水沫毛事問天荒國在利然毛鎮平天皇
 御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏己命兒天
 夷鳥命爾布都怒志命乎副天降遣天荒布留神等
 乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天大八島國現事顯
 事令事避支乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜

坐牟大倭國申天己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭
 大物主櫛玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾
 坐己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎宇奈提
 木乃鴨能神奈備爾坐事代主命能御魂乎宇奈提
 爾坐賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐
 天皇孫命能近守神登貢置天八百丹杵築宮爾靜
 坐支是爾親神魯伎神魯美乃命宣久汝天穗比命
 波天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比
 奉伊賀志乃御世爾佐伎波閑奉登仰賜志次爾隨
 爾供齋者若後齋時仕奉氏朝日乃豐榮登爾神乃禮自利
 臣能禮自登御禱乃神寶獻良久止奏白玉能大御白

髮坐赤玉能御阿加良毗坐青玉能水江玉乃行相
 爾明御神登大八島國所食天皇命能手長大御
 世乎御橫刀廣爾誅堅米白御馬能前足爪後足爪
 踏立事波大宮能內外御門柱乎上津石根爾踏堅
 米下津石根爾踏凝之振立流事波耳能彌高爾天
 下乎所知食左牟事志太采白鷓乃生御調能玩物登
 倭文能大御心毛多親爾彼方能古川岸此方能古
 川岸爾生立若水沼間能彌若叡爾御若叡坐須須
 伎振遠止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐麻蘇比乃
 大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能己登久明
 御神能大八島國乎天地日月等共爾安久平久知

行^ム事^{コト}能^シ志^シ太^メ米^メ止^ト御^ミ禱^{ホギ}神^{カミ}賀^ガ乎^ナ擎^{ササ}持^{モチ}氏^シ神^{カミ}禮^{レイ}自^ジ利^リ
臣^{オミ}禮^{レイ}自^ジ登^ト恐^{カシ}彌^ミ恐^{カシ}彌^ミ毛^モ天^{アメ}津^ツ次^ジ能^シ神^{カミ}賀^ガ吉^{キチ}詞^{ゴト}白^{ハク}賜^{タマフ}久^{キウ}登^ト奏^{ソウ}

高天能神王高御魂神魂命能 高天原の神祖なる高御魂神魂命のど
いふ意扱高天は後釋に高天原なり但し原を省きて高天とのみはい
へる例なければ疑ひなきにあらずされども原の字の脱たる物ども
聞えずまたことわりは原を省きてもいひつべきなりと見えたり講
義に天原のことなり常に高天原と云れば然あるべきを高天とのみ
云るは天上の事には用なく軽く天と云て事足りぬべき所なればな
りとあるを見れば高天原の事をいへるなり神王之考後釋等に訓れ
たるを各異なりされば久保季茲氏とかくいはれき神王を古くカン
ミオヤと訓み考にカブロギと訓れ後釋には神祖の誤なりといはれ
古史傳にはカブロと訓むべき由いはれ講義には字は元のままにて
カムミオヤと訓むべしとあり熟思ふにカムミオヤとあるぞ穩なる

されど史傳に王字は主の義に姑く借たるならむとありてそれも聞
ぬぬにあらねば舊のまゝ字を王としてカブロと訓みかくべし字を
改めずしてミオヤと訓まひは中々に誣るに似たりといはれたりさ
はあれども上にも既に神王をかふるぎとよみたれば此處もかくよ
みても可なるべし義は神祖或は祖神の意なり高御魂神魂の神の名
義は上に述べたるが如し○皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時
皇御孫命に天下大八島國を事よさしまつられし時にといふ意考
には文字のまままでことさしまつりしとよまれたり後釋にては事依
しまつらししの誤なるべしといはれたりここを後釋の説に従ふべ
し釋に其故はここの文は高御魂神魂命能天下大八島國乎皇御孫命
爾事依奉奉之時といふことなれば也これを事避とするときは高御
魂神魂命の避給ふなるなり然を考に大名持命の避給ふ事にいこれ
たるは強言なりとある如く考の説をきこえず○出雲臣等我遠祖天

穗比命乎 出雲の臣等が遠つ祖天穗比命をといふ意遠祖考に遠神祖これを今本に遠神とあるは後に祖字を落せるなり即ち遠神祖也といはれたり後釋に今本に遠神とあるは祖字を神に誤れるなりただ遠祖といはんと穩なるといこれたりなるはと祖と神とは誤やすき文字なれば恐らくば書きあやまりしなるべし遠神祖といふんよりは遠祖といふ方おだやかなれば此説に従ふべし既に平田本に改め書されたり○國體見爾遣時爾 下つ國の形勢を見せに遣はし、時にといふ意考に大國主神又はすべて荒び猛ぶ諸神の様を窺せしなりとあり講義に大八島國の風土を見せに降し遣たるなりとあると皆國體を窺はせしなり○天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返事申給久 天の彌が上にも重なる雲を押別て天を翔り國を翔り即ち右往左往となく翔り飛びて天下を見廻りてその由を察し給ひ高天原に返りて返事を申し給ふといふ意○豐葦原乃水穗

國波晝波如五月蠅水沸支夜波如火發光神在利 豐葦原の水穗の國之晝は五月の蠅の如く荒ぶる神の沸き騒ぎ夜之發の内に燒く火穗の如く猛き神の光り耀きてありてといふ意如五月蠅とは古事記に説きたれば別にいはず水沸は考に水は添へて書るにてただわきのぼるよしなりとあり後釋に皆沸なり古事記に如狹蠅皆涌とあるにて知るべし水は借字にて上の黒益之の益字の如しとありされば水は皆の借字にて荒ぶる神の皆騒ぎ出したるなりといふ説と水の飛廻る如く荒ぶる神の騒ぎ出したるなりといふ説の二説なるがこれ前説をとるべし火發考に火發は發の内に燒く猛火の光をいふかの猿田彦神の面の照尾に光の有といひ星神香々背男といふも香々之照炫く意の名なり後世に天狗の身にははのはありといふ類なるべしと見え後釋に火發は此字の如く發の内に燒く火なること考にも云れたるが如しざるを神代紀に夜者若燦火而喧響之燦火此云褒

倍とあるは心得ぬことなり其故は煙之字書に火飛也と注したれば火爰にはかなし又喧響も火爰によしなればなり故つらく思ふにかの紀の文もと事のまぎれたる傳への有しを其ままに心得て書れたる物なりそのまぎれといふはまづ古事記に惡神之音如狭蠅皆涌萬物妖悉發とある音之狹蠅の如く沸音なるを又一の傳へにこれを晝と夜とに分て二物にたどへていへるがまぎれてかの音を夜の方の火爰に属ていへるなりさてかくまぎれて音とあるから書紀の撰者の心に音ある火は飛火ならむと心得て火爰に燦字を當て書れたる物なりかの紀の文字にはかかるたぐひ猶多し心して見るべしされども火爰は然たとへにいふばかりの音はあるべくもあらず又晝にむかへて夜をいはんには光こそ似かはしけれ喧響は夜に限らぬ事なれば似つかはしからず又の一書に螢火光神とあると同意のたどへなるにても必光なるべき事しるければこそ此詞に光神

とあるぞ正しかりけるとありこれに依りて按ずるに光り耀きたる神のねはしましたるにて上の如五月蠅水沸といふに對へたる語なりまた講義に爰の内にて火を焼く如く圓々としたる火球と化て云云といえれたるはあまりきこえざる聞遠き言なれば採らず○石根本立青水沫毛事問天荒國在利 石及び杙及び水の沫も言問ふて荒ふる國に在りといふ意後釋に大祓詞の考に磐根樹立は上の大殿祭詞に磐根木根乃立とあるにて樹立は許乃多知と訓べくそは木の伐杭なること知べし全木は本よりにて伐杭まで物いふといへるなりとありざるを講義に大殿祭詞大祓詞遷却祟神詞なる之下に草の片葉といふて其樹立は全木はもとよりにて杙杭までもといふ意なればキ子タチと訓べきこと其下に云るが如きを此と然らず次に草の片葉といえず凡ての植物を含めて云るなれば汎く許陀知と訓ぞ宜しかるべきといはれたりされども彼れと此れとを比べては彼れ

には草の片葉といふ語が下にあり此れには青水沫といふ語が下に
 あれば強ち彼此異なることなしこは全木はさらなり杙杭に至るま
 でといふに意をとりて差支なしミナワハミヅノアワの約音なりナ
 リハニアリの約音なり荒ふるのぶるをぶぶる、ぶれ、び、び、よと變化
 する語なり詳なることは既にのべたり○然毛鎮平天皇御孫命爾安
 國止平久所知坐之乘止申^之止申^止 されども鎮め平定せしめて皇御孫命爾
 安き國と平けく知しまさしめんと申してといふ意者に三年餘の間
 に大名持命を漸々に媚和して遂に時をはかり天に歸り上り二神を
 申し下して平げたるなりと見えたり○己命兒天夷鳥命爾布都怒志
 命乎副天天降遣天 天穗日命の兒天夷鳥命に布都怒志命を副て天
 降し遣はしてといふ意者に古事記に天菩比命の子建比奈鳥命云云
 等之祖也又日本紀に天鳥船神副建御雷神而遣と有をここに合せ見
 れば夷鳥鳥船は同神也さて事代主神をよく解得て治めしは此鳥船

の神の大功也然れば布都怒志建御雷神は建きこと勝れ建夷鳥神も
 建といへば雄々しく且思兼ある神也けり此度は大きな御使なれ
 ば此二をそなへずば有べからずと見えたり後釋に古事記の天鳥船
 神は考にいおれたる如く即天夷鳥命なりさてそは夷と船と通ふ音
 にてもと船鳥なりけんがまがひて鳥船とはなれるなるべし然まが
 ひつるよしは此神の事を書紀に以^二熊野諸手船^一_{亦名天鳩船} 載使者稻背脛
 遣之と見え又伊邪那岐命の御子に天鳥船といふ有かれこれを以て
 なり云云とあれば天夷鳥と天鳥船とは同神なることを知るべしさ
 て講義に此詞は荒ふる神等を撥平たる事より大物主神を媚鎮めた
 る方全文に亘りて其用重きが故に天夷鳥命爾布都怒志命を副てと
 續けたるにて出雲國造が祖神たるをもて私し他神を誣たるは非る
 なり偕ここに布都怒志命とあるを健御雷神を畧けるにて古事記に
 建御雷神一柱を載て布都主神を略けるに同じとあるを以て此段の

語勢を察すべし○荒布留神等乎撥平氣國作之大神乎媚鎮天 天降ま
 しましし二神の荒び猛き神等を撥ひ平げて國作らしし大神即ち大
 穴持神をも媚び鎮めてといふ意者に風土記に此大神を所國作大神
 と有をバ所によりてくにつくらせる大神ともくにつくらしし大神
 ともよめりここはその國つくりしと訓に依るべし然れば之は此
 上に黒益之と有如く傍に書る假字とすさればくにつくらししとよ
 むをよろしとす講義に手毛の詞は荒ふる國神を言向に天降し給ふ
 事の因に此大神をも媚鎮めて此國を事避奉らしめ玉ふなりとある
 が如し○大八島國現事顯事令事避支 大八島の國の顯し事現事皆
 避しめたといふ意者に之アラハコト、ウツシコトと訓れたり後釋は
 ウツシコト、アラハニコトと訓れたりこれ後説をよしとすさて考に
 現と顯と分ちて現は世の中の事をいひ顯は身の事にかかるべしと
 いこれつるはいかならん後釋に考の説は強言なりこれ同意なる事

をかくさまに二つ重ねていふと古文の常なりと見ゆる如く現とい
 ふも顯といふも同義にて異なることなかるまじざるを講義に大八
 島は物なり現事顯事は事なり大國主神の主領き所有せたまへりし
 物と事と二つながら事避りて皇御孫命に獻らしめ玉へりしなり現
 神とは現世の事といふなり顯事とて顯露事を省きたるにて隠れた
 る物の顯るゝ事といふなりと見ゆこは現を表とし顯を裏とするに
 過ぎす此説もあまり信を置き難けれども考の説よりは稍とるべき
 やうに思へるれば摘みて出したるなり○乃大穴持命乃申給久 そ
 こで大穴持命の申し給ふにはといふ意○皇御孫命乃靜坐乎大倭國
 申天 皇御孫命の靜まり坐む大倭國と申してといふ意考にこは
 まだ天孫天降まされぬ前なれば靜まさん大倭といへりさてかくいふ
 は古事記を考るに大名持命天下を作治め給ひて後にはやまどの國
 にませし故に吾と今世を避て荒魂と出雲へ去り和魂と三輪に鎮り

天孫は即このやまどに宮敷まさんといふなり此次に大名持の御子
 たちを同じやまどの國の所々にまさせて御孫命の近き守と貢置て
 と有を合せ見るべしこは右のいはれをいひて且後の天皇の御嗣
 々此やまどに宮敷まさん前つ祥どもきこゆるが如く書しは妙なる
 文といふべしとあり後釋に靜坐牟はしづまりまさむにて大宮造り
 して今より住給えん事をいふなり然るを考にしづめまさむと訓れ
 たるはわたらず靜むるは是までの事にこそあれこは既にしづま
 りたるうへちれば然いふべきにあらずここの文は皇御孫命波大倭
 國爾靜坐牟止申天と有べきをいささか詞のいひさま違へり其故は
 是は大名持命の出雲國にて申給ふ語なるに靜坐牟大倭國止申天と
 いひてはすはち其大倭國にて申給ふ語となればなり故思ふに大名
 持命の語にてはかなとざれどもこは後に國造の倭京に參りて其倭
 に在て奏す詞なればかのづからかく申せるにもあるべしそはたと

へば此大倭國を皇御孫命の靜坐む大倭國と申してといふ意なりと
 ありこれによりて考ふるに訓のしづめまさんよりもしづまりま
 んとなすかた穩かなりまたその理由も後釋の説を可とす○己命和
 魂乎八咫鏡爾取託天 大穴持命の和魂を八咫鏡に取り託けてとい
 ふ意命は考に國造が言なりといはれたりさるを後釋に大名持神の
 御事は國造ならずともなどか尊みて命といはざらむ國造が言なり
 とあるはいかなる意ぞやとある如くとりわけて言ひたる言にあら
 ずかし上の己命兒天夷鳥命とある文と同じかるべし託は史傳に付
 の意にて其和魂を此鏡に寄憑玉へるよしなり講義に字書に託は依
 憑也と見ゆとあればつくること著し八咫鏡云云考に古事記に有光
 海依來之神云云吾者伊都岐奉于倭之青垣山上此者坐御諸山上神也
 神代紀に大己貴問曰云云汝是吾之幸魂奇魂今欲何處住耶對曰吾欲
 住於日本之三輪山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也といへり

今異なることもあれどもその凡同じ事に落ちたりとあるを考ふべし○倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天 倭の大物主神櫛瓊玉命と名を稱へてといふ意考に奇大魂ちふ言にて即和魂なり既に借字にて大なることをいふ瓊栗瓊蜂などのみかに同じとあり後釋に大物主と申す之三輪に限りたる御名なり大名持命の一名にはあらず櫛瓊玉命も三輪に鎮坐御魂を稱たる御名にて同じことと既に伊加と同じくて嚴く健きよし也凡て神名人名に加美といふみな同じ大なる意にはあらずとありされば威稜のあるをいふなるべし○大御和乃神奈備爾坐 大三輪の神社に坐すといふ意考に神なびちふ言心得がたきを此ほどおもふに神の毛理ちふ言をり毛理の約美なれば神奈美といふぞ本なるを美と備は常に通しいへり萬葉に毛理ちふ事に神社とも書しかばこども三論の神社ちふ意となりぬされども今京かのかたの哥に神なびのもりとよみしかば言重りぬとねもふ人

あるべけれども古へ萬葉に神なび山の哥の二十首餘りあれど神なびのもりとよめるはすべてなし今の京こなたには物の實を忘れてただ歌をつくらんとして違ふこと多けれ論にたらずとあり後釋に神なびのもりといふこと今京となりてのころは神なびは地名となれるうへなればその森といふんひがことにはあらず萬葉の頃すら既に神なび山とて地名の如くなりしをやと見むたりさすれば神は稱名にて奈備之森なり此森に社或は神社を充つる之神のまします所は樹木の多く茂りて森となり居るより神社をもりとよまれたるならんともかくも神の鎮り坐せる地を神奈備とはいひたるなるべしざるを講義に神並の義也神代紀に宣領八十萬神永爲天孫奉護とある如く山にもあれ社にもあれ神の鎮り坐す所には其支神も共に侍ひ坐す故に然云りと聞ゆといはれたるはいかならん飛び離れたる一考なり坐は考にマサセとよませたり後釋にマセとよみた

りこれマサセの意なるべし○己命乃御子阿遲須岐高孫根乃命乃御
 魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐 大穴持命の御子阿遲須岐高孫根の命
 の御魂を葛木の鴨の神社に坐すといふ意考に此大神の事は紀に見
 えて明らかなり此社は葛木山の南東の麓の鴨ちふ所に有て他より
 高き所なれば高鴨の社ともいふなり今本この坐の下に須の字あ
 るは上の御魂手の辭に違へば今除けり此文にはことに落字も衍字
 も多きなりと見えたり後釋に御子といふは次々三柱にわたれり坐
 字前後共に四みな麻勢と訓べし書紀の訓に多く見えたり今坐をつ
 づめたる言なり神名帳に大和國城上郡大神大物主神社名神大月次
相嘗新嘗
 葛上郡高鴨阿治須託彦根命神社四座並名神大月次
次相嘗新嘗と見えたりこれら
 之考に供ふべし○事代主命能御魂乎字奈提爾坐 事代主命の御魂
 を雲梯の神社にまさすといふ意考にかく言を連ねいへる中には是の
 み違ひては文をなさず仍て乃神奈備ちふ四字を補つとあれば補ふ

方をよろしとす扱同書に宇奈提ちふ所は高市郡畝火山の西北に今
 も雲梯村といふありそこなるべし和名抄に同郡雲梯字名氏とありか
 くて事代主の神社は高市葛城二所に在天武天皇紀に此大神高市郡
 の大領に依まして吾者高市社所居名事代主神云云と告給ひ式の高
 市郡に高市御縣坐鴨事代主神社大月次
新嘗と見ゆ又同式の葛上郡に鴨
 都波八重事代主命神社二座名神大月並
大嘗新嘗とて今もあり社も大なりこ
 こは右の高市郡の神社をいふと見えたりさて萬葉二十不想乎想常云
 者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知とよめる古へいと神稜威おそ
 しまして崇みし神社と聞ゆるを今こそ雲梯の社は國人も定かに
 おぼえず成にけり猶よく問も考もすべしとありたり久保茲季氏は
 かくいはれき後釋また記傳史傳にも云れたるは共に然らずそを牟
 佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神社大略注解と
 いふものに雲梯神社と擧げて高市御縣坐鴨事代主神社を此社とし

在雲梯村神森といひ社家は事代主神とせりといはれきまた講義にも氏と同じ考を有し居れば必ず雲梯にまします神は事代主神たること著しきなり故にこれを是とす○賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天 賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神森にまさせてといふ意賀夜奈流美命は後釋に古事記にも書紀にも見えず古事記に鳥鳴海神といふあり大名持命の御子なりこれと同神なるべしと見えたりさるを講義に出雲風土記神門郡條に多伎卿所造天下大神之御子阿陀加夜努志多岐吉比賣命坐之故云多伎とあると同神と聞えたるがそは何神ならむと索隠るに決く下照姫命に坐り中神名帳に大和國高市郡賀夜奈留美命神社ありそれかとれもふに猶然らず彼社は飛鳥神社の別社にてぞあらむといはれたり久保季茲氏は此説まことに然ることあり上にも引る和州五郡神社畧解にかの加夜奈留美命神社を載せて社家者説曰茅鳴身神社高照姫命也と云り高照姫と申は

やがて下照姫なるべき由史傳に見えたるを思ふべしさてかの略解に飛鳥の社を社家者和仁古連説曰第一杵築大己貴命第二神南備飛鳥三日女神第三上鴨味鈕高彦根命第四下鴨八重事代主神とあり神南備飛鳥三日女神は同書に愚案天照大日靈尊之隱號乎と云れど此は推當の考にて實には加夜奈流美命亦名下照姫なるべし然らば此飛鳥神社はもと此神を主と祭りけむを後に大己貴神高彦根神事代主神をも合せ祀り遂には事代主神を主とすることにはなりけるなるべしかくて別社にまた加夜奈留美神社あるは熊野は櫛御氣野命を祭れるに又別に久志美氣濃神社あると同じ理なるべし三代格に賀夜鳴比賣とあるにて女神なること明なれば事代主神と同神なりとの説は立難くなむといはれたりされば後釋の鳥鳴海神と同神なりとの説は取るを得ず依て講義の説と久保氏の説との下照姫を可とすべきか猶よく考ふべきことにこそあれ飛鳥云云考に此神社之高市郡とい

ひ飛鳥の神なびと有からとて尋るに今は知人なしおもふに飛鳥に名高かりし神奈備の御室の山は即この賀夜奈流美の命の坐つらむその神奈備山も今は知人なし飛鳥の岡の里より西六七町ばかりの所に雷村ちふ有て低き岡のあるを是やいにしへの雷岳ならんと云へり雷岳の即神奈備山なる事いふも更也さしも音に聞えし神社のかくまどはしくさへなりにしはあさましともあさましやといはれたり後釋に飛鳥の神奈備は神名帳に高市郡飛鳥坐神社四座並名神大月次相嘗新嘗とある此なり此社の古の地は今雷村といふ所にてそのあたりにひきき山のあるこれ即神奈備山也雷岳といひしも此山なりさるに天長六年三月に神の託宣によりて此社を同郡鳥形山といふに遷されしよし日本紀略に見えたり然れば今の飛鳥社の地は鳥形山にて古の神なびにはあらず神なび山は雷村の山なること疑ひなし然るを世の人これをさだかならざるがごとく思ひ考にもうたがはしげにいはれたる

之今の社の地はかの天長に遷されたる所なることを考へもらされたる故ぞかしとあるを見れば古今の區別ありて古への飛鳥は神奈備山即ち雷岳あり後の飛鳥は鳥形山なりと定め辨ふべきにやさて此飛鳥神社に主と祀られし神は加夜奈流美命にして事代主神にあらざることは上に述べたるが如しさるに後釋に奇がながしくいはれたる説われども據りがたければ取らず唯參考の爲下に擧ぐへし飛鳥神社は事代主神を主と祀れり賀夜奈流美命を祭れる社にはあらず賀夜奈留美命神社之式に同郡に別に有て弘仁十三年の官符にも賀屋鳴比女社とありて飛鳥神の裔神と見えたり又事代主命の神社は此飛鳥の外にも高市郡御縣葛城鴨などにはあれども宇奈提にあることは物に見えたることなし然るをここに事代主命を宇奈提といひ賀夜奈流美命を飛鳥といへるは二方ともに所たがへり故つらく思にこの文は事代主命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐賀夜奈流

美命能御魂乎宇奈提爾坐天と有けるが中を誤りて飛鳥と宇奈提
 と入まがひたるものなりけり右の如くなるときははいづれもよくか
 なひて二方ともにいささかも疑はしきことなきをやされば宇奈提
 は即式の加夜奈留美命神社にて萬葉に卯名手の杜とよめるも是也
 今の雲梯村のあたりなるべしざるを或説に此社を今栢森村に在と
 いへるはいかがあらむ所たがひておぼゆと見えたり○皇孫命能近
 守神登貢置天 皇孫命の近き守神と貢り置きてといふ意後釋に近
 守とは皇京の同じ大倭の國內なるを以てなりとありさもあるべし
 講義に上に皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天と見えたるそは天皇の大
 宮所は大和國に敷玉はんといふ意こは其京城の近守神として大穴
 持命乃和魂及御子神たち三柱の御魂を出雲國より大倭國へ國避の
 今貢置て鎮しめ玉へるものなりとあるを以て此文意をさとること
 を得べし○八百丹杵築宮爾靜坐支 杵築宮に靜り坐しきといふ意

八百丹とは考に多くの土をいひそを杵して築くといひかけたる冠
 辭ありといはれたるは可なり杵築とは後釋に風土記に入東水臣津
 野神之國引給之後所造天下大神之宮將奉豆諸皇神等參集宮處杵築故
 云寸付神龜元年改字杵築と有るにて名のゆゑよしは明か之またい
 ふ考に是まで一段なりといこれたりこれ一小段とすべき所にこそ
 ○是爾親神魯伎神魯美命宣久汝穗比命波天皇命能手長大御世乎堅
 石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾
 ここに親しき皇祖の男神女神の宣ふ汝穗日命之天皇命の長久の
 御世を堅石の如く常石の如く變えりなく齋ひ奉り嚴御世に幸へ與
 へ給へと仰せ賜ひし次のままにといふ意考に親の字の上に皇の字
 を加へられたり後釋に補はれたるはわろしとあり平田本には皇の
 字なしこれ無きに從ふべしまた考にかの大名持命の祭之穗日命の
 なすべきものと皇祖神の宣ひしは大名持命を敬祭て且御孫命の御

代をも遠く祈奉らん爲なる事ここにて知らるさて次とは穗日熊野命より國造まで次づといはれたり講義に詔詞解に天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾大八島國所知次止とある下に此詞を引て天穗日命より國造の次々に仕奉るを次と云りとあるに實にさることなり下に天津次とあるも之に同じとあるをもて次といふ辭の解は明かなり

○供齋仕奉氏朝日乃豐榮登爾神乃禮自利臣能禮自登御禱乃神寶獻其久止奏 齋ひ事仕へ奉りて朝日の豊に榮に登る如くに神の禮代臣の禮代と御禱の神寶を獻ると奏すといふ意考に神の禮自利は穗日命よりいや次々の神たちの禮代なり臣乃禮自は國造が禮代なりとあり後釋にこの禮自利は穗日命より始めて次々の出雲氏の神たち又國造の皇朝に獻る禮代なりとあり講義に大國主神國去の時に其禮實の物を天穗日命に託て其大神の皇孫命の大御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に獻り玉へるを天穗日命の復奏したまひし

時に天津朝廷に擊奉りし例に擬ひて其裔乃出雲國造が熊野杵築兩神宮に供奉り其大神等に奉れる神寶を申下して大神の禮實として獻るを以ていふなりこれ敬禮の表に奉る物實を云ことにて神に奉る幣帛を禮代と云も其意味同じ上の如く神の禮自利は大國主の神の此國土を皇孫命に避奉らせ玉ふ表物なるかそれと並べて天穗日命より奉りたまひしは所謂臣の禮自利なるが此二を合せて天夷鳥命より次に其裔孫の國造より御代々々朝廷に神賀吉詞奏す体實は捧け奉れるものと見ゆるなりさてかく神の臣のと重ねて云ふ事は始め大國主神の國去の禮代を天穗日命の返事の禮代として天神の御許に獻り玉へる美たき吉例なるによりて其天津次のままに天夷鳥命より以來世々出雲國造等かの兩神宮を伊豆の眞屋に令請奉りて一年の齋をなしつつ御禱の神寶を成し整へて奉れるその出雲臣の獻れる禮代也といへども神の禮代を取持て捧ぐる由なりとある

を以ても此段の状をさどるべし自利は自呂の轉音なり自呂之物代
 又は代物の代と同じく物實にして禮のしるしとして奉る物をいふ
 なり御禱乃云云考にかく申して次々に其献物をことばとして御賀
 を申すなり文の次第よろしきをかもふべしさてこの献物の品々は
 日照命の天より持下りし神寶をうつせしにて且かの丹波の兒のい
 ひしと詞ねばろくかなふとともあらむ仍てその事も上に引たる
 なりと見えたり○白玉能大御白髮坐 白玉の如く大御白髮の生ふ
 るにいたり給ふまでといふ意後釋に御白髮生給ふまで御命長くま
 しまさむといふのみなりとあり講義に臨時祭式に玉六十八枚とあ
 る細書に赤水精八枚白水精十六枚青石玉冊四枚と言えたる是なり
 とありされば神寶にかけて神賀の詞を申すなり○赤玉能御阿加良
 比坐 赤玉の如く御顔の赤く健にますといふ意考に御病ねはしま
 さざるは大御顔の色をたどふ上の水分の祭に赤丹穗に聞食といへ

るにひとしとあり後釋に他の祝詞などに豊明爾明坐とあるも明は
 借字にて同意也あからひはあかりを延たる詞にて赤らむといふに
 同じとありされば顔の赤くなるは身体の健康なればなり故にすこ
 やかなるをあからむといひしなるべし○青玉能水江玉乃行相爾
 青き玉の瑞愛の玉の行合ひ並びたる如く天下を整ひ治め給ふと
 いふ意考に水江は借字にて稚枝をいふ萬葉三^今十^三 五十葉 枝丹水
 枝指とあるも水は借字也此外わかき事をみづといふは冠辭考にい
 ひつ右に依は江之枝の字を誤にしにも有るべしさてこの意はか
 の式にいへる四十四の青玉を緒に貫連ねたらむ之木の稚枝の如く
 青くみづしくみゆべし又そをわがねたるをもて行相といひて
 天皇の天下をすべめぐらしてしろしめすにたとへたり云云とあり
 後釋に水は考の説の如し江は借字にて可愛玉也行相とは緒に貫た
 る玉と玉と相並び著たる所をいふ鵠の行相の間をといふと同じた

とへたる意は此玉どもの相つらなりて並び着たるさまのよくどや
 のひて乱れざるが如くに天の下をどどのへ治め給ふよしなりとあ
 り考の説少きこえざれば後釋に従ふべし○明御神登大八島國所
 知食天皇命能手長大御世乎御横刀廣爾誅堅^米 明つ御神と大八島
 國を知しめす天皇命の長久の御世を御横刀の廣らに打鍛ひたる如
 く大御身の健にましまして御壽の長く遠く天の下を知しめせとい
 ふ意考にこそ御横刀の威をもて廣誅堅といへる意は聞えられとい
 ささか言たらず聞ゆとあり後釋に前後に擧たる種々の物一ごと
 にみな能てふ辭あるをここにのみなきと刀の下に其字落たるか又
 廣といふこと大刀にも物遠く打堅めにも似つかはしからざるはい
 かが誤字ならむか誅字もいかなれどこはさても有べしこの詞
 はかにかくに誤字脱字など有べくおぼゆとありかく此二書は誤字
 脱字あらんとて意をとらずさはわれども此處は脱字を補えずんば

意通せずといふ事にもあらざれば強ちに補はずともよかるべしま
 た誤字に於てもさらなり故に講義に臨時祭式に金銀裝横刀一口^長
 五尺六寸とある是なりこは句上に明御神云云手長の大御世とある
 長に對へて廣といへるなり偕太刀に入握劍十握劍など云は長さを
 計ていひ又尾羽張など云ふ其鋒の張廣をいふ廣矛など云も
 是に同じければ其横刀の長く廣さを以譬とはせるものなり誅堅と
 御横刀を打鍛ひ堅めたる如く大御身堅かに大座て大御壽の長く遠
 く天下を知しめせとなりとあるを以て此全文のわだかまりなくさ
 こえたりいま此説に従ふを可とすべし○白御馬能前足爪後足爪踏
 立事波大宮能内外御門柱乎上津石根爾踏堅^米 下津石根爾踏凝^之
 白き御馬の神賀を奏する庭中に引れて行くに前の足の爪後の足の
 爪を立てて踏み行く事と皇居の内重外重の御門御門の柱を踏み堅
 めしむるなりといふ意講義に大宮造の堅固なることを讚申せる其

意味を以て馬の爪して柱根の地を踏堅め凝すを賀たるなりさて上津石根と下津石根と並べたる之の文の章をなせるなりと雖いふ意は此大地上より地底の際限までもと云ふなりと見ゆるにて明かなり考後釋共に凝立とあり而して後釋に凝立の立字は志の誤りにて小字なるべし其故はこの文は馬の爪して地をふむを以て柱の根を踏堅むるよしにいへるにこそあれ柱を立てる事をいへるにあらず柱立てるは馬爪にあづかることなければ立といふべきよしなければなら上に柱をどはあれども文の意はただ柱根の地をふみ堅むるよしのみ奇りとありて志字の誤字ならんと平田本には之字に書いてあり按ずるに立にては穩かならず志或は之の字に改めたる方よかむかしまたいふことも禱申せるにて講義に臨時祭式に白眼鬃毛馬一匹あどる此をもて禱申せるなりとあるにて知るべし○振立流事波耳能彌高爾天下乎所知食左奉事志太米振り立る事は馬の耳の彌上

に高き如く天下を知しめさむ事の益々隆盛に赴く下地の顯はれ見ゆるといふ意振立るとは耳の序言にある言ときこゆ者には耳をなりとあり後釋には耳といはざるをやがて次に耳能とある故なりとあるをもても耳といふべきを下に耳能とあればふりたつるといひて暗に響かせしなりされば序とみるべし彌高云云考に大祓に馬を引立るは天地の神たちの耳疾く祓の詞を聞給ふに取こは天皇の天下の事を御耳はやく聞しめすべき物實とせり馬は勝れて耳とさき物なれば也とあり後釋に馬の耳は高く立る物なる故に彌高といふなり大祓詞に高天原爾耳振立とあるも高天原爾千木高知といふと同宏くて高きよしなりさてかの大祓にて神たちの疾く聞給ふ表にいへるをここは疾く聞しめすよしにはあらずただ彌高といはん料のみにて此馬の耳の高さが如くにといへるなりさて天皇の天下しらしめすを彌高にといふは御代のいやますく隆盛なるよし

なり萬葉に高殿乎高知座而など多くあるも宮殿にかけて盛にしろしめす事をいへるなりとありされば前説は少しきこえざるにより後説によるべし志太米考に志の下に乃の字を加へてしるしのためとよませたりこれとるを得ず講義に爲給へといふ意なりとわれどもよられず獨り後釋に下見えにてその下形の顯れ見えたるをいふ今世の言にも下地下づくろひなどすべて物の基かねてのまうけを下某また某下といふこと多し下形とは雅言にもいへりさて見えを米といふはつねなりとある説によるべし○白鵠乃生御調能玩物登 白鵠の生きながらの御調の玩物といふ意白鵠は考に是は古へは久久比といひ後世は白鳥といひて水鳥の白き大鳥也然ればこゝは白き久久比と訓べければ他の色も有をば白き云云といひただ白きのみなるをばしら鷺しら雪といふ例なればさよむべからずさらばしらくぐひと訓んも言よろしからず又白の字を捨て久久比

どのみよまむとすればこの文の字を用ゐし例に違へりかくて紀に白鳥とあるも皆この久久比の事とおぼしきよし有に後世も是を白鳥と呼て他なければこをしら鳥と訓也そもく、鵠字は是にあたらす鵠ぞかなへるなり然れば鵠古の字を用ゐしに依て久久比ちふ名も白鳥をいふにあらずと思ふ人侍れど古き神樂哥にミナトダニグクヒヤツチリ、トロチナヤ、といへりこの古布の鳥はただ雌雄をるもの久々比は群をれば八つをりともいひ又トロチナヤは鳥を取る擒なしといふ也古布は食ふべからず玩ぶべからぬ鳥なれば擒して取らむ事を云べからず然ればこの久久比も白鳥をいふこと知るべしとわり後釋に鵠字を本に鵠とあると誤なり考に改めて書れたるよろし此鳥の事すべて考の説の如し但し鵠字は久久比にあたらす鵠字われたりといはれたるは返てたがへり鵠字はすなはち今いふ白鳥にて久久比によくあたれり鵠は古布にていまも古布といふ

鳥なり此事昔よりまぎれつること多し和名抄に鶴を於保止利とあるはあたれるを鶴を古布とあるはあたらずとありこれ彼れ此れ補ひて見るべし生は考にいくとよまれたり後釋にはいきとよまるこれいきをいふ方穩やかなりさて此物を献ることにつきては考にいさながら籠にこめて御玩ひに献る也仍て儀式にも式にも垂軒と註せりと見ゆ後釋に式に垂軒と注したる垂字は乗の誤にて輿の如き物に乗するをいふ軒は車なれどもこれは輪ありて挽く車にはあらじ昇物なるべしさてこの鶴を献ることは本牟智別命の故事に依てなりと或人のいへるさもあるべきことなりかの命は垂仁天皇の御子にて鶴の事古事記書紀の其御段に見えたりとあれば白鶴の玩び物として献ることは知るゝなりまた講義に白鶴は臨時祭式に白鶴二翌乗軒とある是なり生御調之生ながら奉ること式に御費五十昇とあるそれに別たむ爲に生御調と云るなり玩物は其白鶴の生御調

は御費として奉るならず故わりて御愛翫の料に奉出すことなる故にかくは云るなり此白鶴の生御調を奉れると垂仁天皇廿三年御紀に湯河板舉献鶴也譽津別命弄是遂鶴得言語とある吉例に依ると云も更なるに此時の事を古事記に出雲大神の御心と見え姓氏録に詣出雲宇夜江捕貢之とあればよしあることなるべしとあるによりて益事と明らかなり○倭文能大御心毛多親爾 倭文の如く大御心も鮮に髓にましませといふ意倭文は者に皇朝の上つ代の布にて式のところまでも有りし物なり青筋のある麻布なりけん事など冠辞考にくはしくいへりとあり後釋に冠辞考にいはれたるごとく古へのよき布にて筋を織たる物なり志豆とは即ち須遲といふことなるべし今いふ鳥織之これを鳥といふは狭間なり然いふ意之古のは筋の大にあらかりけんを後にはそを細くこまかに織たるも出来てそれを分て狭間織といひしが又後には古へのあらしはすたれてその狭間

織のみひろまれるからつひに筋織の惣名とはなれるべし考に倭文を青筋ある布といはれたれど筋の色は青にはかざるべからずかの釋日本紀にいへるはたましく青筋なるがのこれりしなるべし猶倭文のことは古語拾遺古事記にあるを見て知るべし多親爾は考に多字を必ず誤字なるを其字年を思ひ得がたかりしを今思ふに皇の字を草にかけるを誤れるにて皇親なりけりといはれたり後釋に考に皇親とせられたるはむげに聞えぬことなりといふが如く多親にて義明かなり後釋に多親爾を親字を假字に用ひたることは例もななくいかかに聞ゆれども多志爾といふ言古く有てここによく叶へり古事記允恭段の歌にササバニヤ、ウツヤアラレノ、タシダシニ、キ子テシ云云雄略段の歌にタシミタケ、タシニハキ子ズ、出雲風土記島根郡手染郷の下に此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而今人誤手染云耳この丁寧もたしにと訓べし然らざれば手染に縁なし萬葉十二に

儘使乎云云などあり多志爾は儘に也さて倭文にいへる意はかの布の筋の鮮に儘に分れどほりたる如くに天皇の大御心たしやかにましませとなりとあるにて知るべしまた同書に多は和の誤にて和親にてナゴヤと訓べき説をいはれたれどいかかに思ふべければとらず○彼方能古川岸此方能古川岸爾生立 古川の彼方の岸此方の岸に生ひ立てるといふ意考に今本に二つながら古川席とあるは聞えず席の字は原を誤れることしるければ岸に改めつとあり後釋に本に彼方の下の能字はなきを今は考の本に加へられたるによれり此方の下に之此字あれば之考に席字を誤として改められたる原もさることなれども猶思ふに岸の誤ならむとどおぼゆるとあり平田本には右二様加へられつれば此の方しかるべし生立を考にナリイッルとよまれたるをきこえずオヒタテルにて可なりさて此處に古川の彼方此方の岸といふことなるを文をあやなしてかくいへるなり

○若水沼間能彌若叙爾御若叙坐 若栗の木の彌若枝の指す如く若
 やぎませといふ意水沼間のこと考にいはれたる説は信じ難し後
 釋にこそいとく心得ず其故は生立といひ若といひ彌若叙といへ
 るは必ず草木とこそ聞ゆたれ云云上に擧たる種々の物の例をも思
 ふべしいづれも皆其物の色形あるは其事を取てこそたへとはし
 たれさればここは必ず川のべに生ふる草木の名にて献る御贄の中
 の物なるべきを其字の誤れるか文の亂れたるなどなるべし故思ふ
 にもしく若久留須能なりけんを久を水に留を間に須を沼に誤れ
 るを後に又さかしらにその間沼を下上に置かへて水沼間とはなせ
 る歎かく云故は語のつゞき古事記の雄略天皇の大御歌にヒケタノ
 ワカクルスバラワカクヘニとよませ給へる例ありさて献る御贄の
 中に栗もあるにつきての祝詞ならむかと思へばなり栗栖に栗林な
 りとありこれきこえたるやうなればとれり講義にも説れたれども

後釋に及ばされと掲げず猶よく考へて後に記すべし若叙は後釋に
 若やぎの古言なり古はわかぬとのみいへりそれをわかやぎといふ
 は中昔よりの言なりとあれば語の變遷したるなり○須々伎振遠止
 美乃水乃 振り滌きし淀みの水のといふ意さて考にスキフリサ
 クトウツノミノ云云と讀れたるはとりにくし後釋にススギフルチ
 ドミノミツノと云方によるべきにこそ同書にすすきふるは滌振に
 て振滌といふに同じ其内こそ振といふ事重き故に下にれけり振
 と動かすをいひて滌ぐさまなり遠止美は淀みなり今も此伊勢人な
 どと水の上をいひても又事の盛りなるが弛び静まるをもをどむとい
 へりさてかの出雲風土記なる仁多郡三津の水は神代にめでたき山
 縁のある水なるゆゑに國造の此齋にも用ひ初ることなれば御贄五
 十昇の内にもまじへて此水を献るなるべしさる故に此言はあるな
 らむ云云かくて滌ぎ振といふはかの神代に阿遲須伎高日子命の御

身沐浴坐とあるにつきていへるにてをどみの水と云川にて身にま
れ物にまれ滌き振ればその勢ひにて流るゝ水の淀みてやや上さま
へもさかのぼる故にいへりとあるを見れば淀みたる水を献てるに
つきていひたるなり○彌乎知爾御袁知坐 滌き振ればその勢にて
流るゝ水の淀みて上さまへ廻る故にあとへかへるなりその廻る水
の彌が上にも廻りに廻りませといふにて天皇の御年の若かへりに
若かへりませませといふ意者の説はどりにくし後釋にここは本に
彌乎知爾御表知坐とあるは決して誤なり然るを考に上なる美乃水乃
を此上に属御表知坐を次なる鏡へ屬て本のままに訓れたる故に言
たらざれば言の落たるなりといはれたりこは己もいと心得がたか
りしを猶よく思へは言の落たるにあらず字の誤れるにて彌は彌な
り表は袁なりけりこれらの字は相誤れる例常に多しかの如くただ
二字を改むればいとよくきこえて語もよくととのへりかくて乎知

と云何にまれ初のかたへかへるをいふ言にて老たる人の若かへる
をいへりここはかの川水の滌ぎ振る勢ひにて淀みつつ上の方へ
ややかへりかへりするを彌乎知といひて天皇のいやましに若かへ
り坐むことに申せるなりとあるにて知るべし○麻蘇比乃大御鏡乃
面乎意志波留志天見行事能己登久 眞澄の大御鏡の面を押晴して
見給ふ事の如く即ち曇なき鏡の面を見る如く天皇の天下を明かに
看そなはし知しめさむといふ意者に麻蘇比の蘇は須美の約志なる
を轉じたるにて眞澄日の鏡也こは大日女命の御像をうつせる物な
れば日といへりまたこれと加の出雲人の祭る眞種之可美鏡といふ
に本づけるにやさてここの鏡は天つ日の御面の天下の照すにたと
へいひて即今の天皇の御事にいひつけたるなりれしはるしと押晴
かしなりと見ゆこの説中信と難き所あれどもとるべき所多ければ
あげつ後釋に鏡は献物の中の一様なる故にたとへにいへるにてお

しはるして見そなはずことの如くとは曇なき鏡の面を見給ふがど
 とくといへるにてその如くに天の下を明らかに看そなはししろし
 めさむとなりと見ゆまた講義に臨時祭式の献物の中に鏡一面寸七
 分とある是也麻蘇比は眞澄にて塵ばかりも曇りたる隈なくして眞
 に澄明けきを云なり神代紀仲哀天皇紀に白銅鏡と書て然訓み萬葉
 十三に眞十見鏡十六に眞墨鏡なども見えたりされば比を濁りて異
 と訓べきかと思へどもなを字の如くにてあるべきなり續紀の詔に
 宇倍奈彌とあるは諸なるを彌と通とし云る例もあればなりとある
 如くますみとまそひとは通ひ音なることを知るべし意は曇りなく
 眞に澄みたる鏡といふ義なり○明御神能大八島國乎天地日月等共
 爾安久平久知行平事能志太米止 明つ御神即ち天皇の大八島國を
 天地日月と共に安けく平けく知しめさむ事の下見えといふ意即ち
 天地日月と共に窮りなく治しめさむといふ義なり講義に神代紀に

寶祚之隆當與天壤無究者矣と天神の言壽詔たまへりし如く大國主
 神の國去の時に然白し玉へるを天穗日命傳へ申し玉へりし跡を踏
 て國造の神壽詞を奏す趣を述たるにてこと始に天皇命乃大御世乎
 長乃大御世止齋としてと云出たるより始て又其中間にも汝天穗日
 命は天皇命乃手長乃大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾
 佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨ともあるを合せて終めたるものなり此
 すなはち天神の大御命を受給はり傳る趣なりとあるをもても證と
 すべし○御禱乃神寶乎擎持氏神禮自利臣禮自登恐彌恐彌毛天津次能
 神賀吉詞白賜久登奏 御禱の神寶をささげ持ちて神の禮代臣の禮代
 と恐み恐みも天津次での神賀の吉詞を白し賜ふと奏すといふ意さ
 て考に穗日命より始て次々に今の國造某まで絶せず賀申奉るとい
 ふなりかかれば其賀詞いと上つ代より有けんを既にいふ如くこの
 詞は飛鳥の宮より上にあらず見ゆれば上つ代より唱へ來し言後に

違ひ失へる事もありしを正し補ひて飛鳥岡本の宮の御時に書つら
ねつらひされども其時は假字書なりしを後に此字を書加へしにや
ども今は字あやまり言落などして解かたき事多かれと年月に考て
かくまでもしるせしや云云とあり後釋に此詞はまことにいと古く
たふとく古語のいともめでたき物なるを近きころまでと世にとり
見る人もをさをさなかりしを吾師の大人の殊にかくめでたふとば
れしによりてと世にゆらはれて人みなの貴とき物にはすなるこれ
もまたいとたふとき功にぞ有けると見えたり此詞の古き近きは既
に上に述べたるが如しともあれかくもあれ古き詞にて言簡にして
義明らかあるはめでたしともめでたしまた講義に上に是に親神魯
岐神魯美命宣久天穗日命波云云仰賜志次乃隨と見ゆたる如く其天
穗日命の天朝廷へ返事申上給ひける時更に天神の宣ひ附させ給へ
りし事の有に依て其子天夷鳥命の高千穗宮に參向ひけんより其裔

の出雲臣等世々仕奉を以てぞ天津次とは云也けるされば此詞も固
り其時に成たる物にて人世の作に非る事上に註へるが如し但献物
の如きと其時々に少異ある可れば詞も聊か替も有つらめども其大
旨の易れるならねば甚々尊き文なりかしと見ゆいづれの人にまれ
尊まざる人はなからましあはれめでたき文にこそ

中臣壽詞

中臣壽詞 此詞は前文の出雲の國造神賀詞と同じくして神
代より語り傳へたるものなるべしそは高天原より皇孫の天
降りましまし、時中臣の遠祖雲天兒屋の命の御供仕へ奉り
てより以來相傳へて天神の壽詞を申ししかば其裔中臣の氏
人の即位あらせらるゝときは壽詞を奏すことととなりた
りされば此詞題名とては無しものなるべけれどいつと
なく中臣氏の奏すよりして中臣壽詞と稱へ題号ともなした

るならん講義に文には天神の壽詞とも又略ては唯に壽詞とのみも云り此を中臣壽詞と云て其題名の如くなるを人も然思へるは高千穂の皇大宮に初國所知食皇御孫命の大嘗の大政を行はせ給ふ時に高天原より大御供仕奉りて天降給ひし中臣上祖天兒屋命より次々相傳へて天神の壽詞を稱申せりしかば其中臣の氏人の奏す壽詞といふ意味なりさて此を天神の壽詞としもいふことと皇祖天神の大御命を受傳へ奏す由なる事云も更なるがこと同じ神語の中にては皇御孫命の天津日嗣の高御座に即せさせ給ふ初より天地と日月と共に照し明らかし御坐て齋庭の瑞穂を聞食む事に皇神の御中皇御孫命の御中執持て茂槍の如く木末傾けず中在ふりて中臣の仕奉る事を言壽き申述るか故に殊に壽詞と云るにて神祇官なる中臣奏天神壽詞の義解に謂以神代之古事爲萬壽之寶

現御神止大八島國所知食須大倭根子天皇我御前仁。天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須。

現御神止大八島國所知食須 明に世にねはします御神にて大八島國即ち大日本國を知しめすといふ意講義に天皇命は天神の御子となりまして顯國に現はれ坐る大御神と申し奉る意ばへなりとあるは現御神の解なり猶出雲國造神賀詞の初めにあるを見合すべし○大倭根子天皇我御前仁 大倭根子天皇が御前にといふ意倭は大和

詞也とある是なりとあるにてさどらるべしまた此詞を奏すことこの物に見えたるは同書に持統天皇四年春正月戊寅朔天皇即位の所に神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞とあるは神祇令に凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞とあるに合へり次に同年十一月戊辰大嘗神祇伯中臣朝臣大島讀天神壽詞とあるを以て即位のときに必ず壽詞を奏せしことは明かなり

國をいふにあらざるは古事記にいへり根子は共に親愛詞なり大倭
根子とありまた倭根子また根子日子云云などの詞づかひ古事記
中巻に多く見ゆるを見合すべし講義に根子の根はその土着する國
土を云にて島根國根などの如く子は其地に生坐るを以て然稱へ奉
れるが何時となく尊稱とは成れるものなりとありこの根子の説わ
まり強言なれどもおどろかしおくなり○天神乃壽詞遠稱辭定奉
其久止申須 天つ神の壽詞を稱辭定め奉ると申すといふ意定奉とは
講義に彼皇御孫命の天降御の時に事依し奉らせ給ふ大御詔を以此
詞を始て制りて申し初たる時の詞なるを其任に用ゐられたるなり
されば大御詔を奉りて此詞を仕奉れが故に定奉とは云へるなりと
いはれささもあるべし

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持
天八百萬乃神等遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁

事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食
天都日嗣乃天都高御座仁御坐天都御膳遠
長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穗遠平介久
安介久由庭仁所知食止事依志奉氏天降坐之後仁
中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉
仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏岐神
漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水
波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止事教
給志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上
仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛
遠事依奉氏此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏

天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮如此告波麻知
 波弱蒜仁由都五百篋生出自其下天乃八井出
 奉此遠持天都水止所聞食止事依奉支如此依
 兆乃卜事遠持氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主基
 仁丹波國冰上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波
 粉走灰燒薪採相作稻實公等大嘗會乃齋場仁持
 齋波利參來氏今年十一月中都卯日仁由志理伊都
 志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利月内仁日時
 遠撰定氏獻留悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠
 大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止

汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食氏豐明仁明御坐氏
 天都神乃壽詞遠稱辭定奉留皇神等母千秋五百
 秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏
 伊賀志御世仁榮志米奉利自康治元年始氏與天地
 月日共照志明良志御坐事仁本末不傾茂槍乃中執
 持氏奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中
 臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天 高天原に神留り
 ます皇が親しき御祖の男神女神の命を持ちてといふ意○八百萬乃
 神等道集倍賜天 數多の神たちを集め給ひてといふ意○皇孫尊波
 高天原仁事始天 神議り議り賜ひて皇孫尊は下つ國を事依給ふこ
 どは高天原に事始まりてといふ意○豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平

介久所知食天 豊葦原のみつみわさ稻穂の國を安き國と平けく知し
 めしてといふ意○天都日嗣乃天都高御座仁御座天 天つ日嗣の即
 ち天皇のまします天つ高御座の御座にましましてといふころな
 り○天都御膳遠長御膳乃遠御膳止 天つ御食を長久の御食の永遠
 の御食となしてといふ意さて天つ御膳をのの字は前例に背ける
 辭なり恐らくは乃の字の誤なるべし玉勝間に遠字は必ず乃なるべ
 し遠にても聞ゆる如くなれども偕は次に瑞穂をとある遠と重れり
 とありざるを講義に天津神の事依し奉り給ふ水穂を以て仕奉る御
 膳なるが故に遠の辭を用ゐられたり然れば天津御膳遠と瑞穂遠と
 遠辭と重複すと雖少も妨無き者なりといはれたりさはあれども遠
 にて意のさこえざるにはあらねども前例は皆乃にて此詞のみ異な
 れば如何あらんと考へてなりいまは乃の誤字なりとなす方穩なる
 べし○千秋乃五百秋仁瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉氏

千秋万秋に瑞穂を平けく安けく齋庭に知しめせと事依しまつり
 てといふ意由庭とは齋場にて神を祭る所をいふ此處は悠紀主基の
 大御政を行はさせ給ふ大嘗宮をいふなりさて講義に由庭の起源は
 しも保食神の御身より種々の穀物の成出し時に天照大御神の甚悦
 はして此物は顯見蒼生の食て活べき者ぞと詔ひて其稻穀を天狹田
 及長田に殖しめ給へりしかば其秋垂穂八握に茂て快く實成れるを
 收めて大嘗聞食す時に新宮造り給へるなむ由庭にはありける神代
 紀御天降に天照大神又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦常御於吾兒
 と見えたる齋庭は高天原にて天照大御神の毎年の新嘗を所聞食齋
 庭を云へるなり此詞に由庭に所知食とあるは其齋場に於て所知食
 せと仰せ給へるにて此に引る御紀の趣に異ならずとあるが如く新
 穀を齋場にて知しめせとこと寄せまつりしなり所知食玉勝間に由
 庭爾所知食の知の字は聞なるべしといはれたりざるを講義にこゝ

上に安國止平介久所知食より相對へて全と之御國を知食す御事を兼并せていふ所なるが故に所知食とは云えず下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ給ふ一方にのみ云ふが故に所知食とは云はざりけるものなりといはれたりそももしろしめすはしろすを更に敬ひていふ語にてそのしろすと知るの敬語なり而して統べ治めたまふといふ義になるなり然れば瑞穂のことを齋場に於て治めたまふことを云へるにてきこしめすといふにはあらざるべく考へらるゝなり故に講義の説の如し○天降坐之後仁中臣乃遠祖天兒屋根命皇御孫命乃御前仁奉仕臣 事依しまつりて天降りましましし後に中臣の遠つ祖なる天兒屋根命の皇御孫尊の御前に仕へ奉りてといふ意○天忍雲根神遠天乃二上仁奉上臣 天忍雲根神を天の二上に上せ奉りて皇祖の御旨を伺ひ奉るといふ意天忍雲根神は天兒屋根神の御子なり二上に上せまつること皇祖の男女二神の御旨を受賜はる

に登りしなりこれ皇御孫尊の御使に立奉りたるなりさて此の二上といふ名稱につきては史傳に高峯の進り上れる狀の二つに分りし故に負る山名なれば布多賀美といひては語の道に叶はず必ず二能煩理と云はではあるまじき語の格なるに然いはざるは當らず大同本紀の天二上命を別本また他の古書どもに天二登命と書たるも多かり二登と書たるをば布多能煩理と訓むより外なければ此を例として二上をも然訓むべき事論あるまじくこそといえられたるをもて二上とは訓まじくフタノボリと訓べきことならんと考へられつれどもいまよき證あらばこれに従ふべし○神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申 神漏岐神漏美即ち皇祖の男女二神の命の前に於て旨を受給はり申すに云々と下にかかる文体なりこれ皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津水を受賜えらめしめたまふをいふなり○皇御孫命乃御膳津水波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉奉止申世止事教給志仁依

氏 皇御孫命の御食つ水は顯國の水に天つ國の水を加へて奉らんと申せと事教へ給ひしによりてといふ意講義に皇孫命の大御膳に仕奉りて所聞食む水を云なり神宮雜列集に擧たる大同本紀に皇大神宮皇孫之命天降坐段に天牟羅命御前立天天降仕奉時爾皇孫命天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未熟荒水爾在介利と見え二十一社記に水天孫降臨時諸神申葦原中國者潮也可何仍供奉神中天叢雲命云神天上還皇祖申賜云云と見えたり此二を合せて思ふに古昔は潮水の儘にて荒く熟からざりければ天忍雲根命と天牟羅雲命と二柱を相並べて御膳津水の事を申しに天上に立奉り上させたまへる者なりとある如く國土の水のみにて荒きもの故に天國の水を請ひ求めて和合なすにつきてかく申ししなり○天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波 天忍雲根神の天の浮きたる雲に乗りて天の二上に上りましまして皇祖の男神

女神の命の前に申せばといふ意○天乃玉櫛事依奉氏 天の玉串を事寄せまつりてといふ意玉櫛の櫛の字は借字なりさて此處の串は一本なるやといふにはあらざるべし下の語句を見るに數多の如く考へらるゝなり既に史傳にも五百篁の生出たるを思ふに一つにはあらず神代紀に五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篤八十五籤とある如く數多くの玉串なるべしとあるを證とすべし○此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照万氏天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮 此玉串を刺立てて夕日の耀く時今の四時古への七ツ即ち申の時なりより其翌朝日の登る時今の八時古への五ツ即ち辰の時なりに至るまで天つ詞の太詔刀言を以て告げといふ意天都詔戸乃太詔刀言は既に解を下せりその呪する文句は如何なるもかをいふや詳ならず或説に天忍石水てふ言なりといひ登保加美てふ言なりといひて唯思を述べたるのみ皆信を置き難し兎にも角にも言とありしなるべしと

て講義に高千穗皇大宮にて新世の大嘗の齋庭に刺立て天水を求むるなり以來大嘗の大御酒を醸り大御饌に炊き用させ給ふ料の水之此事を行ひて天水を得て仕奉れりし事決し中儀式に卜定御井所云云式に其井二處卜訖御井者造酒兒始堀造酒兒御井稻實卜部堀とあるなど此卜定して堀る御井はしも昔は此文の如くして求させ給へりけんを中古よりは唯卜定めその卜食たる所を堀て水を得る事とはなれりしなりとあるを思へば古へは申を刺て太詔刀言を宣りて水を求められしを後は卜定にて水を求められしからんこれ變遷と見ゆるなり○如此告波麻知波弱蒜爾由都五百筥生出幸かくの如く宣ふたらば兆は午前に數多の筥の生ひ出むといふ意麻知之講義に神名の眞智と同じく太兆の事にして其兆を標的となりて其事を卜合ふ故の名なりさて此詞の麻知之右の太兆の町鹿卜にまれ龜卜にまれ占兆を彫て灼くを町とも町形とも田町形とも云て方なる圍

の中に縦横の筋あるものなり)の如きにはあらねども其天八井を出し給はん所の兆に由都筥を生しめて麻知となし給はん所の意にて鹿卜龜卜の町に其義相通へるものなり是以太兆の麻邇と麻知との同意の言なることを明らむべきものなりと見えたりバマニ即ちマチなることを知るべし弱蒜とは玉勝間に韭字は蒜字を誤れるならむ蒜は晝の借字ならむか弱晝とは正午前より前を云ふ可ければ上の朝日照に至る迄とある續の時刻なるべしといふこれたりこれねもしき説にてよく叶へり故に晝の弱きは午の前をれば午前といふべし講義に麻知に發見たる物にて實に弱蒜の如く次なる由都筥の筥に對たるなりとあれどもこは晝を蒜に借りて下にある筥にむかへたるなるべし由都五百筥は史傳に師説に由都五百重りて如何由都は即ち五百箇といふ言なればなりとあり信に師説の如く神代紀に五百箇とあるを古事記に湯津とあり由都は五百箇の約言にて數の

多きをいふ言なれば此は重りたる如くなれど又思ふに此由都は五百箇と同語の由都ならで伊都の義にや然もあらば清淨き五百箇の生出る由なり筮は和名抄に和名多加無良俗云參加波良竹藪也とあり上に引たる神代紀に眞坂樹の八十玉籤野篤八十玉籤と二種あるを今の玉串は野篤なりし故にそれ物實となりて筮の化りしにやと見ゆたり講義に弱蒜と共に幾莖も成出たるにて五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篤八十玉籤などの如し筮之常には竹林をいふ事なれど此は決めて筮にてあるべしそは蒜も弱蒜といへば若竹ならば事實に叶はずと見えたりこれによりて考ふるときは數多くの筮の生ひ出たるはさらなれども由都の伊都の説は如何ならんすべて古語には同じ意の語を重ねて用ゐるゝ常にて此處も其類とみるときこゝへて違ふことなからましました講義の若竹(弱蒜)に對へてといふも信じ難し筮の説は二書共にさこゝたり猶由都のことは考へていふべ

し○自其下天乃八井出牟此遠持天天都水止所聞食止事依奉支 筮の下より天の井の出でむことをもちて天つ水と聞しめせと事寄せまつりきといふ意八井の八も數をいひたるに非ず數の多きをいひたるなりこれ前の五百箇に對へて八井といひたるなり共に多きをいふなり○如此依奉志任任爾所聞食由庭乃瑞穂遠 此の如く寄せまつりしまにまに聞し食す齋場の瑞々しき稻穂をといふ意こは天神の宣ひし天津水を汁にも類にも和して聞食さむ齋場の稻穂をといふ義なり講義に此語句之上に千秋乃五百秋爾水稻穂遠平介久安介久由庭所知食云云とあるに對へたるなりといえれたるゝさもあるべし○四國卜部等太兆乃卜事遠持氏奉仕氏 伊豆壹岐對馬上下縣の四國の卜部等の太兆の占事を持つて仕へ奉りてといふ意四國卜部の事は大祓の詞の中に於て辨じたるが如し太兆の事は古語拾遺古事記講義及び前條に述べたるを見合すべし講義に齋郡卜定の卜

びに仕奉るなり大嘗祭式に凡踐祚大嘗七月以前即位當年行事八月
 以後者明年行事此據受讓即位非謂諒闇登極其年預令所司卜定悠紀主基國郡奏可
 訖即下知依例准擬と見え儀式にも其事を記して大臣奉勅召神祇官
 密封令卜定悠紀主基國郡奏書訖即下知其國とありされば四國の卜
 部の卜定する所に關するなり○悠紀仁近江國野州主基仁丹波國冰
 上遠齋定氏 卜するに悠紀に近江國の野州の當り主基に近江國の
 國の冰上の當り此二郷を齋み定めてといふ意ゆきは悠紀とも書し
 由基とも書し齋忌とも書すすべて潔齋の義にて文字は借りたるな
 りすきは主基とも書し次基とも書す濯ススぎの約にて潔齋の意なりさ
 れば齋忌に次ぐもの故に須岐といへるなり即ち次ぐの義なり○物
 部乃人等酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等 物部の人等酒造
 兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等のことと講義に述ぶるを以て辨
 ふべしさて物部人は武事を以て仕へ奉る人をもものべといふそれ

には非ず何となく朝廷に仕奉る人を泛くものふと云そ物部の部
 領を云る此も其類にて式に齋場雜色人と云る是なり儀式には卜定
 物部人十五人と正しく記されたり卜定田及び雜色人等歌人不造酒
 兒一人御酒波一人篩粉一人共作二人多明酒波一人以上並女稻實公一人
 を燒灰一人採薪四人歌人廿人女廿人と見たりとありその物部は
 武事を以てつかへ奉る人をいふなりといはれたるは末の言にて本
 知らざる語と云ふべし元來ものべものふべの約ありと記傳
 に云る可なりものふは後世はものなふと云ふとおなじくなふは
 總べて爲る事を云ふあかなふあきなふなどの類なり此ものなふは
 物を爲す事を云なり物とはすべて不足なく種々の事をものし爲せ
 し人人をさしてもものふべと云るなりかの如き人に内を守らせて
 からは後の近衛兵の如くせりそれより後世は武人を云事になれど
 も武人のみならず廣く百官をも云にすべて物を掌な爲すのをも云

ればりりされば物事を爲す人を物部といひたること明らかし故に講義の説は狭き説なり式に齋場雜色人とあるをもても證とすべし酒造兒は講義に式に造酒兒一人とあり本注に神語曰佐加都古以當都大少領女未嫁卜食者充之と見えたり未嫁女をもて充る事なる故に儀式には造酒童女と書て同じく神語佐加都古と訓れたり此即物部の八等の統領にして何事も此酒造兒を必ず先に立ることなりとありこれ講義の説の如し酒波は講義に式に御酒波一人多明酒波一人以上并女とあり儀式には大酒波一人多米酒波一人と見えたりさて造兒酒は黒白酒を醸る長と成て仕奉るを其下に属て醸り終るべければ酒波の波は嘗にて醸と云と同意の古言と聞えたり多米酒波は大多米院の黒白二酒の事を主れるなり御酒波の御は大の義なれば意富と訓べしと大畧講義の説の如しされども御は大の義なりといふは信じ難し御も大も稱へたる辭にて御と仕ひたるあり大と仕ひ

たるありて多く古事記に見ゆまた通じて仕ひたるあり畢竟するに酒造兒は醸酒の統領にして酒波は其部下にて酒を醸る人と見ゆるなり粉走は講義に式に篩粉一人とありて以上並女とある其一なり儀式に之粉走二人とあるを改めて一人とは成されたるなるべしさて篩粉の篩字は義を以填られたるならんと覺えて和名抄を閲るに竹器類に和名布流比除蟲去細之竹器也と見え造酒司なる踐祚大嘗祭供神料に絶篩十條と見えたるを新嘗會黒白二酒料條に絶大篩三條の下に一篠篩灰二條篩酒とあれば白黒二酒を篩を以漉て滓を去り又薬灰をも篩ひ漉すなどに仕奉るなりとあるを見れば物を篩に掛けて漉し去らすことをなす人と見ゆ灰焼は講義に式に焼灰一人と見えこは男を以て供奉せしめ給ふなり式に造酒司酒部一人率焼灰一人驅一人入卜食山先祭山神焼得薬灰一斛とありて薬灰は黒白二酒に混和る料なりとあれば薬灰を作ることなす人と見ゆ薪

採は講義に式に採薪四人と見え此も男なるが灰焼に属て仕奉る者と聞えたりとあれば灰焼に部属して某原料なるたきぎを採る人に見ゆ相作と玉勝間に原本作字を候とあるは誤なり改めつべしとあるに從へり平田本には作に書けりさて講義に式に共作二人とありて以上並女とあるこれ也儀式には相作四人とありしを後に二人には改められつ儀式酒造兒童女先之とある割注に大酒波仕女等とある仕女とこの相作なるを以考ふるに造酒兒は其長とあれば酒波と相作とを輔相て共に仕奉れるなり此文を式に造酒兒先下手次諸女共春とある共字を用て共作と書れたるを思ふべしさて此共作のみ二人なるは一人は酒波に屬て仕へ奉り一人は多明酒波に屬て仕へ奉ることと見えたりとあれば共作とは酒を醸す助手ともいふべきものにて造酒兒に屬して手傳をなす人と見ゆ稻實君は講義に式に稻實公一人とありては男なるが造酒童女は黑白二酒の事に仕

奉るを稻實公と御飯の事に仕へ奉るなり式に凡拔穂者卜部率國郡司以下及雜色人等臨田拔之先造酒兒次稻實公次御酒波次雜色人次庶民共拔訖於齋院乾收先割取初拔四束四把擬供御飯自餘皆擬黑白二酒摠盛以籠籠別一束以二籠爲一荷荷別着足蓋以編第捶賢木着木綿訖令驅使丁荷每十荷子弟一人領之卜部及國郡司率雜色人以下前後檢校運送其行列者御飯稻左前自餘物次之稻實公着木綿鬘引道九月下旬到京所卜定齋場院之外預作假屋暫收御稻とあるを儀式に就中以先拔四束別納高萱御倉會日稻實公所負稻也自餘爲黑白二酒料と見えて御酒と御飯との料を分たりとある如く稻實公は名の如く御飯の料を爲す人と見ゆるなり以上總ていは相作以上の人は酒を醸す方に從ふものどもなり稻實公は御飯にあづかる人なり故に他の祝詞に見ゆる汁にも類にもといふ語の製り人はこれ皆以上の人共のなす所業になんわりける○大嘗會乃齋場仁持齋波利參來氏

前條の人人の大嘗會の齋場に持ち齋み参り來りてといふ意講義に大嘗祭とは卯日の神事に付て云ひ大嘗會とは辰日以下の宴會を云ふ齋場は在京齋場を云かどもおぼゆれども上に千秋の五百秋にとあるに照應て思ふに決く大嘗宮を云るが此續に持齋を参來てとあるは齋郡より在京齋庭に入る事を云るなれば同事の重復れるを以彼此を合せて大嘗の齋庭と云ふなりといこれたりこれ勿論大嘗宮の齋庭を申すなり○今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利 今年十一月の中の卯の日の齋實嚴實ととして瑞穂を持ち恐み恐みも清まをり仕へ奉りてといふ意由志理伊都志理とは講義に齋實嚴實にして上に大嘗會の齋庭に持齋はり参來てとある物實にして下文に所謂悠紀主基の白酒黒酒の大御酒と天津御膳との事なるがそは辰日の宴會に天皇の聞食す直會の所の文なる故に此には重復を省きて其物名は下に譲りて齋實嚴實

とは云るにて彼高天原に聞食す齋庭の穂を吾御子に御せ奉ると勅たまひて事依し玉へりし狀を擬はせ奉り玉ひて此卯日に大嘗宮の悠紀主基の齋場に天照大御神に薦め奉らせ玉ひ皇御孫命の享給ひ天津日嗣の大御世始と爲玉ふ物なるをもて齋といひ嚴と云て其實を稱へたるなりとある如く共に稱名の辭にて義に於ては既に上に述べたる如しまたしろをしりといふ之轉音にて代なること前文に於て解けるが如し○月内七日時遠撰定氏献留 月の内に於ても日時を卜し撰び定めて献るといふ意講義に上の太兆の卜事を持って奉仕より應て今年十一月中つ卯日に云云とある是なれば其前にいふべき所なるを如此あると如何と云に今悠紀主基の大嘗の供物を献るこそは卯日なりけれ其献るまでの間の事は悉くに時日を卜定て仕奉れりければ其事を合せて爰に此言を置たるにて前後に少かの弛みなく文意上下に貫通て奇異に靈く整へるは天兒屋命の高千穂

に事始て仕奉り玉へりし古文のままなればなりとあるが如し○悠紀主基乃黒木白木乃大御酒造 卜定したる國郡の悠紀主基の醸せる黒き酒白き酒の大御酒をといふ意悠紀主基の名義は既にのべたりさて講義の上に云はゆる齋郡の稻を以て左京齋場にて仕奉れる大御酒大御膳を献る事を申述に其國郡は上に云れば唯名目を出せるなるか悠紀主基の國のと云はんが如く又朝の御饌夕の御饌のとも云むが如し器中悠紀の御饌は卯日にて夕の大御饌なり主基の御饌は辰日にて朝の大御膳なり引續きて豊明節會は直會にて中臣壽詞は其時に當て宣り種々の歌舞仕奉ることありとなん職員令大嘗の義解に謂嘗新穀以祭神祇也朝則諸神之相嘗祭夕則供新穀於至尊也とあるは右の悠紀主基の國より供奉る夕曉の大御饌をいふ夕則供新穀於至尊は其直會の豊明を云なり然るは引續きて行はるゝ故にこそは卯日とは云れ主基御饌は寅刻なれば既に辰日の分なりまた

義解の相嘗とは天皇の新穀を聞食すに就て公事根源に云れたる如く伊勢天照大神を勸請申されて天皇の大御自供らせ給ふなる由奉幣を奉らせ給ふ大御祭とは申す中にも天皇の御方を主として相嘗とは云なりけり相とは相殿相作などの如く其主たる者と共に並ぶ由なるを思ふべし然れば神と君と饗を共に爲給ふ由なりけりそは下文に皇神等も千秋五百秋の相嘗とある皇神等母とある辭にて知るべし朝則諸神之相嘗祭とは天皇の御事を兼たる文なること灼然きものなり是は大嘗祭には有ける夕則供新穀於至尊とは豊明節會なるが此は神事畢させ給ひて其解齋の供御を聞食し又臣下にも賜はる事なりと見るが如し黒木白木とは講義に黒白は正字にして木は借字なり儀式には黒岐白岐と記され續紀には黒紀白紀三代實錄には黒支白支造酒司には黒貴白貴と種々に作るは何れも假字なる故なり万葉十九に黒酒白酒乎とあると正字を以書るものなりと見

えたり詔詞解にこは色の黒きと白きと二種の酒なり上代の酒の名にぞ有けむ其造法を考るに儀式に以藥灰命御酒五斗和內院白黒二酒五斗和大多米院白黒二酒と見ねたる藥灰と云ものは灰焼とて此灰を焼く役人ありて山に入て焼得ることなり偕件文に據るに此藥灰白酒にするると黒酒にするとの二種ありて各そを和すに依て其色黒と白となる事と聞えたりざるを造酒式には新嘗會白黒二酒料云云其造酒者云々然後以久佐木灰三升和合一甕是稱黒貴其一甕不和是稱白貴とあるはかの儀式の黒白とも和すと異なり式の如きは白酒は灰を和ざる尋常の酒ときこえたり世々を経るまゝに變りぬるにや又中原康富記に二酒共に醴酒也として白者自其色也黒者上聊振烏麻粉と云るは又後の事にていささか其色を見せたるまでなりとあれば白き黒きの名目及び其の製法によつて來る所をさどらるべし○大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止 大倭根子

天皇が天つ御食乃長久の御膳の永遠の御膳といふ意講義に其本は天神の事依し奉り玉へりし物なれども此國土に成れる物なるが故に天津御膳と聞食せと申す義なれば同じ續けなれども遠御膳止ある止辞究めて重くして天津御膳止爲豆といふ程の意にて上なる天津水止所聞食と見えたと同じきものなりさて此は黒木白木の大御酒をより受たれば酒をのみ指すが如くなれども然らず大御膳の事を本として右の二を兼たるなる事上文に天津水を云云瑞穂を云云とあるをもて知るべしとあるが如し○汁仁毛實仁毛赤丹乃穂仁毛所聞食氏豊明仁明御坐氏 酒にもなし飯にもなし赤き御顔になるまで聞食して豊明に明らましましてといふ意此處の語の意は既に上にのべたるが如し穂仁毛の毛の字之玉勝間に衍なりといはれたり講義には軽く見るべしといはれたりさればこは有ても差支なければ軽く見るを可とす又講義に下に與天地日月共照志明良志御坐

事仁とあるへ應く女なり偕上古に之卯日大嘗祭辰日悠紀節會なり
 主基方をも附て行はる巳日主基節會なり其前に在といへども主基
 は附て行くるゝなり午日豊明節會なり以上此を五節といふ然れど
 も右の五節どもに古之一日の公事なりしを三日に五度に行はるゝ
 事なる故に何れも豊明節會と云なり豊明とは大御酒を聞食のみ
 ならず大御膳を聞食ても其氣の身体に充溢れて殊に大御顔の照明
 らみ給ひ丹穂の如く咲榮え給ふ由なるが中にも大御酒のは此上無
 く優れたる故に豊明と云へば酒宴の名となりける故に記明宮に天
 皇聞看豊明などありて聞食御酒とはいへざるなりと見えたりされ
 ば酒宴を設けて赤き顔となるよりかく語を巧に飾りたるなり○天
 都神乃壽詞遠稱辞定奉留 天つ神の壽詞を稱ふる辞を定め奉ると
 いふ意講義に上にも注せる如く皇御孫命之高天原に事始てより由
 庭に所知食と見えたる是をひ天神の壽詞をりけるを本立として

又此に水取の政を述べて夫より其瑞穂を以て大嘗仕奉る事の件々
 を演るが故に稱辞定奉と云るにて常に稱辞竟奉といふとは異なる
 事上に此詞の出たる下に注せるが如しとあるをもても知るべし
 ○皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁 皇祖神等も千秋五百秋の相嘗に
 といふ意講義に皇祖神等云云と悠紀主基の齋場に迎參らせられて
 天皇の大御自大御手以て朝夕の大御饌を供奉らせ給ふ伊勢大神宮
 を始め奉りて天社國社の皇神等を申せり然れども天社國社の悉を
 迎參らせらるべくも非れば皇祖天神をのみ其齋殿には齋奉らせ給
 ひて自餘は卯日平明に幣帛を頒たせ給ひ殊に止事なきは神祇令に
 仲冬上卯相嘗祭とありてそれにも祭られさせ給ふこと猶大神宮に
 九月神嘗祭を別に奉らせ給ふが如くなり偕爰に相嘗といふ皇神等
 は式に卯日平明神祇官班幣帛於諸神とあり大嘗宮の齋殿の勸請奉
 らせ給ふ天照坐皇大御神を始め奉りて皇祖天神は申すも更なり其

社々につきて令祭玉ふも皇孫命の新嘗聞食む爲の故に奉祭給へるなれば共に相嘗と申すべく又大嘗祭詞に天社國社とあれば所在國中の神々迄係る事也神祇令に凡天皇即位總祭天神地祇とある即此大嘗祭なるなりとあるにて皇神のことと知られたるなるべし千秋五百秋のことにつきて又同書に上にあるに照應へるなりと相嘗のことは同書に相は相共にといふ意なり鈴屋大人説に相嘗之阿比爾閉と訓むべし爾閉を牟倍と唱るは後世の音便に類れたる唱へなり大嘗も大爾閉なるを大牟倍と云と同じ此相嘗は天皇と相伴に新饗し奉る意の名にて俗に謂ゆる相伴の意ばへなりと云はれたる如く天皇の大嘗聞食す御賀事に就て皇神等を相嘗に祭らせ給ふなり皇神等母とある母の辞に深く心を着くべくなんとある如く母の字は物の並列するとき用ゐる辞なる故に天皇もさこしめし神もさこしめすといふにて共にさこしめすを以て相嘗といふなりここ

に相伴とあるは同意なり○相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏伊賀志御世仁榮志米奉利 相諾合奉り堅き磐の如く常磐の如く變りなく齋き奉りて嚴御世に榮えしめ奉りといふ意講義に此句下なる與天地日月云云にわたる語なりとさもあるべし○自康治元年始氏與天地月日共照志明長志御坐事仁 近衛天皇の康治元年より始て天地月日と共に照し明らし御坐事にといふ意これ天壤無窮に照し明らし給へんといはんが如し○本末不傾茂槍乃中執持 本なり末なりに傾ず嚴槍の真中を執り持ちてといふ意これ即ち神と天皇との御中をよきに執りもつといふ義なり講義に延喜奏覽中臣本系帳に高天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本末中良布留人稱之中臣者とあり本末不傾とは本と本系帳に所謂皇神等なり末とは皇孫命を申せり其皇神等の事依し奉り玉へりし壽詞を稱辭竟定奉りて皇神の大御命にも皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事無く

御中執持て仕奉るをいふなり云云棒之本末どもに太からず細からず平に作るか故に其中間を執れば本に傾ず末に倚らず此を以て中執持といへりとあるが如く本末にかたよらず中央をとるといふことにて神と皇孫との中をとることなりまた中執持につきて講義に皇神と皇孫命との御中を執持て祭主と成て大嘗を始めて凡ての神事に仕奉るが故に中臣は俗に云ふ亭主役の如き者なるを茂槍の中を執握て本末を傾ざる由なり鎌足公傳に其先出自天兒屋命世掌天地之祭相和人神仍命其氏曰中臣とある相和人神とは神と君との御間を相和す事なりされば鈴屋大人の中臣は中執臣なりと云はれたるなむ實に謂れたるとある如く姓の中臣はその職より出たるなり故に中を執る人といふべし○奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申 中を執り持ちて仕へ奉る中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣の清親壽詞を稱へ辭定め奉る

と申すといふ意中臣は姓に非ず此は職の中臣をいふなり詳なることは職原抄講義を見るべし祭主に於けるも又講義を見るべし講義に此詞の上に天兒屋命皇御孫命の御前に奉りてと有て高千穂宮の大嘗の大御政は其神の祭主となりて仕奉給ひし例の任に中臣氏の其職に仕奉らるゝ事なるが故に祭主とは云りと見ゆたり行とは講義に官位令によるに神祇大副は從五位相當なり然るを位高く官卑きか故に行とは云り選叙令に凡任内外文武官本位有高下者若職事卑爲行高爲守とある如しと見ゆる如く位高く官卑きを以て行と書きしなり清親は講義に二所大神官例文祭主次第に右大臣正二位神祇伯大朝臣清麻呂公の末孫祭主永頼の末孫神祇大副輔清の一男にて保延四年十二月二十九日神祇大副に任たる由見えたる此人なりとあれば其裔は知られたり○以上擧ぐる所の條は天皇に申上る詞にて是より以下は御前に侍ふ人に宣る辭別の文なり講義にも

かくいはれたり左様に思ひ辨ふべし
 又申久。天皇朝庭仁奉仕留親王等王等諸臣百官
 人等。天下四方國乃百姓諸諸集侍氏。見食倍尊食
 倍歡食倍聞食倍。天皇朝庭仁茂世仁。八桑枝乃立
 榮奉仕留倍支。禱乎所聞食止。恐美恐美毛申給波久止申。
 又申久。天皇朝庭仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等。又申す天皇が
 朝庭に仕へ奉れる親王王諸臣百官人等のといふ意又申すとは講義
 に上に天皇に奏上る詞の終たる故に其所句切と成て此よりは別章
 にて祝詞に辭別とあるに同じ所なるが故に又申久と云起したるに
 て此より以下に其に侍らふ人々に聞ゆるなりとあるが如し仕奉と
 は講義に常に朝廷に仕奉る臣下など云とは軽くして此大嘗會を行
 へるゝに就て其行事に預りて御許に仕奉るといふ意味なりといは

れたるはさらなり○天下四方國乃百姓諸々集侍氏 天下四方國の
 百姓もろもろ齋場に集り居てといふ意講義に別に百姓を宴に召さ
 るゝにては無れども悠紀主基に仕奉る國郡司以下雜色人は更なり
 常にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司にも召されて仕
 奉る良民をも合せて廣く云るなりとさもあるべし○見食倍尊食倍
 歡食倍聞食倍天皇朝庭仁茂世仁 見給へ尊み給へ歡び給へ聞き給
 へと天皇が朝廷に嚴御世にといふ意講義に食倍は給へといふ崇詞
 なり此食字物を食ふ事をたぶると云る其給字の意なる故に常に用
 ゐるが故に借て書るをり見給に大嘗齋庭に持齋はり參來て持恐み
 恐みも清まはりに仕奉などあるを云ふなり尊給は皇孫命の大嘗聞
 食す由をいふ歡給は事の取具たるを歡べるなり聞給と天皇に奏す
 壽詞を百官にも宣聞ゆればなりとあるを以て見尊歡聞の四字の由
 來を知らるゝなり○八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎所聞食止恐美恐美毛

申給波久止申 彌木生の如く立ち榮え仕へ奉るべき中臣の壽詞をき
 こしめせど恐み恐みも申し給ふと申すといふ意八桑枝のことは春
 日祭の條に解きたるを合せ見るべし立榮とは講義に天皇朝廷に中
 臣の仕奉るをいふとあると同意なり所聞食は講義に親王以下の人
 々に壽言を聞給へとなり玉勝間に一本に稱辭竟奉久とあり此も惡
 からずと云れたれども天皇にこそは壽詞を稱辭定奉と申せれ自餘
 人等に稱辭竟奉と云事あるべくもあらねば聞食とある方叶ひて覺
 ゆとある如くきこしめせとあるかた穩かならんかし恐々と講義
 に辭別の文ながら天神壽詞に引續けて天皇の大御前にて申す故に
 深く恐み恐みも申すとなりといはれたるが如し臣下に向て恐み恐
 みと申すことはなしこれ神或は天皇に對てし稱ふる語なりと知る
 べし

祝詞式講義下卷終

明治廿七年四月十五日出版
 大正十四年十二月一日印刷
 大正十四年十二月五日六版發行

祝詞式講義

定價金壹圓五拾錢

著作者 大久保初雄

發行者 大阪市天王寺區堂ヶ芝町百八番地 藤原久吉 郎

印刷者 大阪市西區阿波座二番町一番地 日本印刷製本株式會社 代表者 堀越幸

不許複製

發行所

大阪市天王寺區堂ヶ芝町百八番地

櫻園書院

振替口座 大阪一七四番

取次販賣所

大阪市東區北久太郎町四丁目

合資社 柳原書店

振替口座 大阪二三一番

終

